

平成 20 年第 3 回大台町議会定例会会議録（第 4 号）

1 . 招集の年月日

平成 20 年 9 月 16 日（火）

2 . 招集の場所

大台町議会議場

3 . 開 会

9 月 24 日（水）

4 . 応招議員

1 番 稲 葉 信 彦 君	2 番 上 岡 國 彦 君
3 番 堀 江 洋 子 君	4 番 中 谷 隆 司 君
5 番 小 野 恵 司 君	6 番 直 江 修 市 君
7 番 前 川 怜 君	8 番 中 西 康 雄 君
9 番 山 本 勝 征 君	10 番 大 西 慶 治 君
11 番 濱 井 初 男 君	12 番 前 田 正 勝 君
13 番 中 谷 治 之 君	14 番 廣 田 幸 照 君
15 番 森 本 泰 典 君	16 番 松 原 隆 之 助 君

5 . 不応招議員

な し

6 . 出席議員数

16 名

7 . 欠席議員

な し

8 . 地方自治法第 121 条の規定により説明の為出席した者の職氏名

町長	尾上 武義 君	副町長	余谷 道義 君
教育長	谷口 忠夫 君	総務課長兼財政調整課長	高西 立八 君
企画課長	東 久生 君	会計管理者	大瀬 恭信 君
住民課長	尾田 秀樹 君	福祉課長	鈴木 恒 君
税務課長	鈴木 好喜 君	建設課長	磯田 諄二 君
産業課長	寺添 幸男 君	生活環境課長	野呂 泰道 君

総合支所長 戸川 昌二 君 教育課長 上野 拓治 君

報徳病院事務長 尾上 薫 君

9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 中田 久壽陽君 同書記 北村 安子 君

10. 会議録署名議員の氏名

3番 堀 江 洋 子 君 4番 中 谷 隆 司 君

11. 町長提出の議案の題目

議案第 63 号 大台中学校スクールバス売買契約の締結について

12. 議員提出の議案の題目

発議第 6 号 「義務教育費国庫負担制度の存続と、負担率 2 分の 1 への復元」を求める意見書（案）
について

発議第 7 号 「30 人学級を柱にした義務教育諸学校および高等学校次期定数改善計画の策定、教育予算拡充」を求める意見書（案）について

発議第 8 号 「『学校安全法』（仮称）の制定をはじめとする総合的な学校の安全対策」を求める意見書（案）について

発議第 9 号 紀勢国道事務所・出張所存続と地方分権改革推進本部の第 2 次勧告に向けて地方分権改革推進委員会等における慎重な審議を求める意見書（案）について

13. 議事日程

日程第 1 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

日程第 2 総務教育民生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

日程第 3 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

日程第 4 県水力発電事業の民営化による影響調査特別委員会の閉会中の所管事務調査の件

日程第 5 議案第 51 号 大台町戸別合併処理浄化槽の整備に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第 52 号 大台町公共下水道条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第 53 号 多気郡大台町、度会郡大紀町中学校組合の解散に関する協議について

日程第 8 議案第 54 号 多気郡大台町、度会郡大紀町中学校組合の解散に伴う財産処分に関する協議について

日程第 9 議案第 55 号 大台町立学校設置条例の一部を改正する条例について

日程第 10 議案第 56 号 平成 20 年度大台町一般会計補正予算（第 5 号）

日程第 11 議案第 57 号 平成 20 年度大台町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 12 議案第 58 号 平成 20 年度大台町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 13 議案第 59 号 平成 20 年度大台町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 14 議案第 60 号 平成 20 年度大台町老人保健事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 15 議案第 61 号 平成 20 年度大台町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 16 議案第 62 号 平成 20 年度大台町生活排水処理事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 17 請願第 1 号 「義務教育費国庫負担制度の存続と、負担率 2 分の 1 への復元」を求め
る請願書

日程第 18 請願第 2 号 「30 人学級を柱にした義務教育諸学校および高等学校次期定数改善計画
の策定、教育予算拡充」を求めるとる請願書

日程第 19 請願第 3 号 「『学校安全法』（仮称）の制定をはじめとする総合的な学校の安全対
策」を求めるとる請願書

日程第 20 請願第 4 号 紀勢国道事務所・出張所存続と地方分権改革推進本部の第 2 次勧告に向
けて地方分権改革推進委員会等における慎重な審議を求めるとる請願書

（第 4 号の追加 1）

日程第 1 議案第 63 号 大台中学校スクールバス売買契約の締結について

（第 4 号の追加 2）

日程第 1 発議第 6 号 「義務教育費国庫負担制度の存続と、負担率 2 分の 1 への復元」を求め
る意見書（案）について

日程第 2 発議第 7 号 「30 人学級を柱にした義務教育諸学校および高等学校次期定数改善計画
の策定、教育予算拡充」を求めるとる意見書（案）について

日程第 3 発議第 8 号 「『学校安全法』（仮称）の制定をはじめとする総合的な学校の安全対
策」を求めるとる意見書（案）について

日程第 4 発議第 9 号 紀勢国道事務所・出張所存続と地方分権改革推進本部の第 2 次勧告に向
けて地方分権改革推進委員会等における慎重な審議を求めるとる意見書（案）について

（午前 9 時 00 分）

再開の宣言

議長（中西 康雄君）

皆さん、おはようございます。

定刻となりましたので、ただいまから、平成 20 年第 3 回大台町議会定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

議長（中西 康雄君）

本日の議事日程は、お手元に配布してあります議事日程表のとおりです。

議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

議長（中西 康雄君）

日程第 1 「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第 75 条の規定により、お手元に配布しました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

議長(中西 康雄君)

異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

総務教育民生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

議長(中西 康雄君)

日程第2「総務教育民生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件」を議題とします。

総務教育民生常任委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配布しました所管事務の調査に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

議長(中西 康雄君)

異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

議長（中西 康雄君）

日程第3「産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件」を議題とします。

産業建設常任委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配布しました所管事務の調査に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

県水発電民営化による影響調査特別委員会の閉会中の所管事務調査の件

議長（中西 康雄君）

日程第4「県水力発電事業の民営化による影響調査特別委員会の閉会中の所管事務調査の件」を議題とします。

県水力発電事業の民営化による影響調査特別委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配布しました所管事務の調査に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議案第5号の質疑～採決

議長（中西 康雄君）

日程第5 議案第51号「大台町戸別合併処理浄化槽の整備に関する条例の一部を改正する条例についての質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

直江議員。

6番（直江 修市君）

条例第3条、処理区域ということで、町長は合併浄化槽により、し尿及び雑排水の処理を行うとする区域を定めたときは、これを告示しなければならないと、これを変更したときにも同様とするということで、今回提案されております改正点は、説明されてまいりましたように、大台地域に対しても合併処理浄化槽を町の事業としてやっていくということでありますので、当然、この第3条に基づく告示があるというふうに思うんですが、これは本条例が成立を受けてということになるわけですか。

と同時に、前述しましたように、大台地域に町の事業として合併浄化槽を設置していくということで、区域は宮川地域と大台地域ということになるんかということでお答えをいただいて、私はその大

台町地域につきましては、その上水道の問題で老朽化なり水源地の問題で、多々問題があるというふうに伺っております。大変民間のアパートもですね、増設されてきております。上水道がですね、整備されないままに合併浄化槽の設置を地域全域に広がっていくということについて問題はないか、このことについて伺います。

それから、新たにこれは分担金ということで15万円を課すということでありまして。生活排水処理事業ということで、旧宮川村では合併槽設置区域と公共下水道設置区域に分けて事業を展開をしてきました。その際は、加入金ないし分担金は無料ということで公共事業を進めてきた経緯がございます。そういう経緯の中で全地域にわたりまして完全に設置済み、あるいは加入済みでない状況の中で、加入金を徴収するという事は、これは今までも合併浄化槽設置しにくい世帯ですね、これは経済的な問題やら後継者がいない一人住まいというようないろんな事情をもとに足踏みをしてきた世帯を、ますますですね加入困難にさせていくと、高齢者世帯を置き去り、こういう事態をですね招くのではないかと懸念を持っておりますので、この点について説明を願いたいと思います。

それから、これからあとに出てきます生活排水処理事業の、これは加入金の設置の問題ですけども、公共下水道地域におきましては、さきの協議会でほとんど世帯に汚水柵を設置しておいてあると、空家等々一部除いてですね、いわゆる対象地域全世帯に汚水柵を設置済みだということでありまして。

一方、合併処理浄化槽区域につきましては、合併処理浄化槽設置することによって、生活排水対策がなされるわけで、もう私はここで今度加入金を設定することによって、宮川地域においてもその格差が生れると、すでに汚水柵が設置されているという状況で、浄化槽のほうはこれから設置という段になって加入金払わんならんとということでありまして。ここでももう格差が生じると、大台町として均一な行政を進めていくというようなことで、こちらでも申しました事業展開しようということの中で、一方で今申しましたような矛盾が格差が生れてくると、このことについてどのように対処していくのか、伺いたいというふうに思います。

それから、この改正点の第6条、分担金を使用開始までに賦課し、徴収しなければならないという規定であります。一方、上水道、簡易水道条例を見ますと、申し込みのときに加入金を徴収すると、納めなければならないという書き方なんですけども、この違いについてはどういうことなのかですね、私は本来合併浄化槽につきましても設置しようとする使用者から申し込みがあれば、当然その申し込みの時点で水道のほうの条例と一緒に賦課し、徴収するという規定が望ましいというふうに思いますので、この点についての説明を求めます。

次に、この大台町戸別合併処理浄化槽の整備に関する条例を見ますと、罰則規定がないんです。この条例につきましては使用料は徴収すると規定がもう当然定められております。さらに改正で加入金

も徴収するという規定を設けようとするものであります。逐条解説等によりますと、こういうのは権力的な条例だというふうに解説をされております。義務を課するということでありまして、地方自治法の第14条に基づいて義務を課す場合は、228条等々の戸別の使用料とか分担金とか負担金とか徴収する場合は、条例で定めなければならないという規定の基に、今度の改正点もさらにもう規定されております使用料の徴収規定についても、私は定められておるといふふうに解しまして、こういう条例の場合は、当然権力型の条例でありますので、その違反者に対してはその罰則を適用することができるということ、自治法に出ておるわけなんですけども、これは228条の2項、3項ですね。

大体、他の条例を見ますと、使用料、加入金、分担金を徴収する場合は、それに違反して納めない者については罰則を課するというのが普通の法整備の形やと思うんですね。この場合はないということなんで、それはどういうことなのか、私は大いに問題あると思うんですね。他の条例に罰則規定があって、この条例にはないと、しかも申しましたように、使用開始までに負担金徴収、分担金ですか、徴収するということですから、いわゆる罰則規定にありますように不法な行為で納めないというケースはですね、水道料金の申し込みの際に納めるという状況よりも、さらにですね納めないという状況というのが、状況的に私は発生しやすくなると思うんですね。

ですのに、罰則規定がないということは、私はこれは甘過ぎると思うんですね。権力条例につきものの押さえがされていないということは問題だというふうに思いますので、この点についての説明を願いたいというふうに思います。

それから使用料の規定がすでにされてありまして、1人から5人までは4,200円ということですが、これは立ち上がりのときに合併浄化槽の法定点検等々に要する経費が、大体ここにありますが使用料金に相当する額が年間要するということから、公共下水道のほうはランニングコストの計算なしに、この合併浄化槽の使用料に合わせるように設置されたと、設定されたということですが、現在、し尿処理場も新しい近代的な設備として整備されております。それまでは佐原のし尿処理場は処理能力が著しく悪くって、海洋投棄に頼っておるといふことから、合併浄化槽の汚水の汚泥の抜き取りなんかも、結構その押さえ気味やったということが言われていました。ですから、し尿処理場が近代化されて、どんどん処理ができるようになってくると、その汚水の抜き取りとかいうことで法定点検に基づく整備がですね、管理が今まで以上に進むものというふうに思いますけれども、相変わらずこの旧宮川村が想定した使用料は管理費や経費に基づくものというふうに言えるのかどうかですね、この4,200円につきまして、もっと下がってきておるのではないかというふうなことから、そのことを伺いたいと思います。

それから、これも大台地域で説明がされておるようでございますけれども、すでに旧大台町の補助金事業で設置してある合併浄化槽ですね、そういった合併浄化槽につきましても機能的な面等々をチェックしたうえで、町の管理下に置くという、いわゆる寄附採納ということを採用していくというようなことでございますが、この条例の中のどこにですね、寄附採納の行政事務についての規定がされておるんか。私は逐条解説にもございましたように、必要的な行政事務につきましては、条例に規定すべきという解説からも、申しました寄附採納ということにつきましても、この合併浄化槽の条例に規定すべきではいかというふうに思いますので、その点につきましての説明を求めたいと思います。

議長（中西 康雄君）

生活環境課長。

生活環境課長（野呂 泰道君）

直江議員から8点ほど質問をいただきました。まず1点目でございます。処理区域についてでございます。第3条の処理区域についてでございますが、今回の分担金についてお認めいただきましたら、これまで地域の説明会を進めておりますその区域につきましては、大台町全体としまして下水道区域と合併浄化槽の区域ということになりますので、平成21年4月1日から実施する区域について、実施する前に告示をさせていただき、実施を進めていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

2点目でございます。分担金、これまで分担金の旧宮川においてはなかったわけでございます。今回大台地域を含めて分担金を徴収させていただくわけでございますが、それについて問題がないのかという、宮川地域について問題がないのかということのご質疑でございます。平成16年の災害から大変それぞれの住民の方が自分の財産に宅内改造をしてというところの意識は、大変下がっております。年間の基数につきましても10基から11基ということで、年度の予算自体が大変少なくなっております。現在の加入率につきましては、50%出たような状況でございます。目標といたしましては70%目標に進めておりましたが、やはり高齢化が進むのと災害等の関係もございまして、宮川地域についてはやや終息すると、しておるといような現状でございます。

3点目でございます。今現在、その簡易水道事業も先日全員協議会で説明させていただきました。やはり簡易水道事業が大変厳しい中で、大台地域にこの合併浄化槽の水洗化をすることによって、水道との問題が発生しないのかというご質疑でございます。現在のこの事業を投入しなくても、現在その新築等においても年間50基ということの補助金における対応を、今現在しております。そういったところの中で水道との問題は、当然水道自体の急務なところがございまして、やはり生活排水ということも当然進めていかなければならないということで、並行しながらも全員協議会で説明させていただきました年間60基程度ということを目標に進めさせていただいております。補助金においても年間50基ということで実施しておりますので、それはできるだけ早く水道は整備するということが急務でございますが、並行しながら進めさせていただきたいと考えております。

4点目でございます。宮川地域では下水道と浄化槽を整備させていただいておるが、下水道についてはほぼ公共枡が設置されておると、浄化槽についてはこれから残りといえども整備する中で、浄化槽をするときに新たに設置するときは15万円と、公共枡はもうすでに設置されておるやないかと、そういったところの差は発生するんじゃないかというご質疑でございますが、当然、下水道についても新たに設置する場合は当然いただくということでございます。今後その下水道については、もうすでに設置されておる公共枡は水洗化をするということの推進をしていくということになっておりますが、浄化槽については、言われるようにその差は発生するということでございますが、さきほど2点目にお話させてもうたようにですね、16年からこちら、大変その整備については住民自体の整備率については落ちておるということもあってですね、ほぼ止まってきておるんじゃないかと思っております。推進員さんも含めながら現在も推進はしておるものの、なかなか推進に非常に難しいというのが、今の現状でございます。

5点目でございます。第6条におけるところの使用料、加入金の徴収についてでございます。簡易水道については加入金の場合にはメーター器を貸し与えるということでございますので、メーター器を渡すときに加入金をいただくということになっておりますが、今回の合併浄化槽については当然その接続して、町の検査がございまして。検査をした段階で確認をしないと、それが適切に行われているかどうかということがございますので、水道ではそのメーター器を交換するときに加入金をいただく、浄化槽の場合につきましては、やはり検査を確認したうえででない、その判断しにくいということで、当然供用開始までに分担金を賦課徴収するということにさせていただいておりますので、ご理解いただきたいと思います。

6点目でございます。罰則規定がないのではないかということのご質疑でございます。当然、下水道には過料ということで水道にも過料ということが上がっております。浄化槽には言われるとおりご

ざいませぬ。町が整備をするということで、すべて浄化槽については町が事業主体となって整備をさせていただくというところで、あと使用料とか加入金については納めないとかいう、問題が起こるんではないかというようなことに対する対応は、どうなんかということでもございますが、それはこれまでの町がやってきた、平成 11 年からやってきた中では、そういったケースは一切起っておりませんが、今後のそういった徴収については、地方自治法の 231 条の 3 第 3 項によって、税の滞納処分の例により処分するというところで、あえては罰則には上げておりませんが、使用料の滞納とか加入金の滞納についての処理については、この地方自治法の第 231 条の 3 第 3 項によって、税の滞納処分というような形で対応させていただきたいということでございますので、あえて罰則のほうには上げておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

7 点目の使用料の規定についての寄附採納の使用料の料金は適正なのかということで、使用料の規定に上がっておる使用料は適正なのかどうかということでございます。議員がご指摘のように、この浄化槽の使用料というのは、年 3 回の法定点検、それと年 1 回の清掃料金、それと年 1 回の県における法定検査ということの 3 つを、年間についてかかる分を 12 ヶ月で割らせていただきまして、使用料を算定させていただいたわけでございます。この内容については今も変わりはありませんが、以前に下水道等の整合性ということで、下水道に対しては公共枵があるだけと、浄化槽は個人の宅内から電力を使っておるということで、その浄化槽の方々に電力料金ということをお返しさせていただいておるということが、幾分かその下水道と浄化槽との差におけるところで実施させていただいておりますことが、当初、料金を設定させていただいた料金とは少し異なっております。年間については約 1 世帯において 9,000 円ほど返させていただいておるわけでございますが、そういったことが当初の料金設定につきまして、少し差が出ておるのが現状でございます。

8 点目の大台町に設置した浄化槽の寄附採納の料金が、行政の条例の中で規定されてはおらないのかということでのご質問でございます。議員ご指摘のとおり、この寄附採納に対する浄化槽の使用料につきましては、今現在、寄附採納浄化槽につきまして条例に基づくものではなく、浄化槽の適正管理を行うために、本人から寄附採納願いを申し出をさせていただいて、使用料につきましては本人の合意により条例第 8 条の使用料を準用させていただいておりますことから、議員のご指摘のことにつきまして今後検討をし、対応をさせていただきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。以上でございます。

.....

議長（中西 康雄君）

ほかにありませんか。

直江議員。

6番（直江 修市君）

罰則規定につきましては、その地方自治法の231条でしたか、これは督促滞納処分等々ということですね、231条の3ですか。それでよろしいですか、今説明のあったのは、これは督促滞納処分ということなんですね。ですから、その前に申しましたように228条があって、これは分担金等に関する規則及び罰則で、条例で定めて納めないときは過料を課すと、そしてまた再度その特性の項によりということでもありますので、これはその督促の前段においてのですね、私はその規定やと思うんです。この規定があって初めてですね、それに応じないときは231条の2で対処するということなんで、これ罰則規定なしに、これで直ちに運用できるということなのですか。そういうことですね。そこらのひとつ解説願いたいというふうに思います。

それから、寄附採納なし、規定なしということなんで、今後検討するということなんですけども、私は大台地域まで浄化槽設置の事業を展開しようというときにですね、その整備がなされておらんということは問題と思うんです。今後検討するではいかなので、加入金のこういう規定まで設けて条例改正するということは、そういう構えでもって取り組もうということなので、もうひとつさらですね、申しましたような行政事務についても、きちっと条例で規定するということがですね、私は当然のことやと思うんです。

ですから、今後では私どもこの今提案されております条例に対して、賛否の態度ということをお問われたときは、やっぱり欠陥のある瑕疵のある議案をですね、条例を認めよということはこれは無理難題やというふうに思うんです。さきほどの説明では、今後。ということは必要な規定というふうに認識されておるんやったら、そういう規定をやっぱりして出してくるべきなんですね。2点ですね、罰則規定の問題と、この寄附採納の問題について、法的にちょっと納得のいかな説明ですんで、改めて説明を求めたい。

議長（中西 康雄君）

生活環境課長。

生活環境課長（野呂 泰道君）

2点ほどご質疑いただきました。

まず1点目につきましては、さきほどご説明をさせていただきました、自治法 231 条の 3 第 3 項についての税の滞納処分ということでございますが、これは規定なしでこの条項を取り入れていくことができるのかということでございますが、私の解釈といたしましては、この条項を取り入れなくとも地方自治法の対応で処理はできると考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

もう1点につきましては、さきほど私寄附採納についての条例がないということで、今後ということでもございましたが、今回これまで実施してまいりました条例が整備されてないのに不備ではないかということで、今後取り組むことにつきましての適正な処理をすべきじゃないかということでございますが、現在、加入金についてお願いをしておるわけでございますが、ここについても速やかにその条例整備をさせていただきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（中西 康雄君）

副町長。

副町長（余谷 道義君）

ちょっと追加の補足をさせていただきますが、直江議員ご指摘の分担金に関する 228 条の規定でございますが、この規定の中で、当然分担金の徴収等について規定がされておるんです。ただしですね、今回、下水道法等についても、下水道条例等についても罰則規定が規定をされておるわけです。例えば詐欺その他不正の行為によって分担金を取った場合はですね、これはいわゆる 5 倍、その金額の 5 倍という形になっておりまして、今回そのただ分担金を、いわゆる徴収せずに下水道をつないでしま

ったという形になったときに、どうするんだというような、下水道にしても合併処理浄化槽にしても生活を営むうえにおいて非常に大事なことで、それを止めてしまうということは生活ができなくなってしまうという形になる。水道の場合は止めてですね、あとどっかで水を買ってくれと、今の段階ではできるということなんです、そういう状態になったときにですね、これ大変なことになるというのが1つ。

それから、この228条では5万円以下の過料になってます。うちが徴収するのは15万円ですんで、5万円以下の過料で5万円もらっても、15万円ではとてもじゃないんで、この規定は適用してない。ほかの市町村でも適用していません。こういう状態、2つの状態を考えたときに、生活を営むということもありますんで、まずは督促をしたり、いろんな形を督促をしながら、それでも払わない、ただ下水道流し放し、使用料払わないということになってくると、これはもう税の滞納と同じですんで、何か財産を差押えという形で対応せざるを得ないという形になりますんで、今回、そういう意味ではその分担金、加入金などの徴収についての罰則規定は設けておりません。

それからもう1点、確かに寄附採納の部分なんです、これについても旧宮川でもうすでに合併処理浄化槽については寄附採納を20数件受けてですね、条例の金額を準用した中でやっております。これ一番最初に飯南、飯高あたりでもですね、市町村型の合併処理浄化槽というのを整備をした段階で、そういう形でできたら、個人が付けた浄化槽というのは下水道は公共で付けて、その維持管理も全部する。維持管理がきちっとできた段階で公共下水道としての意味をなすと、個人の方が設置したやつは、実は金がないんで、ちょっと維持管理止めやとかいう形になってくると、せっかく付けたものが汚水を流すような状態という形になってしまうということで、できるだけ市町村が管理するような方向に持っていこうというので、市町村型の浄化槽をどんどん整備していこうという形で進められてきたわけございまして、その段階で寄附採納どんどん進めていかなきゃいけないということがあって、条例上の整備等もできなかったということで一部、あとからきたところがちょっと若干寄附採納の部分が入れてきておりますが、この規定は確かに議員おっしゃるように入れるべきところございまして。ただ、今回上げさせていただいております負担金15万円という部分については、この条例を通していただいております、その段階で旧宮川についても、大台には話をさせていただいておりますが、旧宮川については町民懇談会等ではいろいろ話はさせていただいておりますけれども、きちっとした形で条例で制定をしたよということを、話をさせていただきたいというふうに思っております。

あとちょっと条例いろいろございまして、規定の整備をしなきゃいけない部分がたくさん出ておりますので、今回の寄附採納についてはですね、できるだけというのは、条例がきちっと施行される4月1日までにはですね、整備をしてもう一度上げさせていただきたいと思っておりますんで、よろしくお

願いしたいと思います。以上です。

議長（中西 康雄君）

ほかに、直江議員。

6番（直江 修市君）

わかりました。

公共下水道条例の中に罰則規定はこれ設けてあるんですね、過料という形で。その2項に町長は詐欺その他不正な行為により、ここちょっとあとでまた聞きますんやけども、とにかく使用料と手数料の徴収免れた者について、過料を課すということなんですけども、公共下水のほうでは使用料に滞納に対して過料を課すとしておきながら、何で合併のほうはその使用料についてもこの罰則規定がないんですかですね、その点解説願いたいと思います。

議長（中西 康雄君）

生活環境課長。

生活環境課長（野呂 泰道君）

下水道のほうには第25条で過料が入っていると、合併浄化槽には入っておらないということの質疑でございます。下水道については公共柵の設置はもう現在ほぼさせていただいたわけですが、今後公共柵の設置するという行為については、当然本人さんが申請をしていただいて、町が受けて町が工事をするという事の中で、それぞれその計画等の説明を聞いたり、届出をいただいたりという行為がかなり事務的なものが発生するわけでございます。

それについてのその不正な部分、言うたら使用料が私どもは人数で何人の使用料の場合はいくらい
たきますということの設定をさせていただいておるわけですが、その使用料が誤っておる
とかということの内容の吟味ということについて、一方通行ではないんですが、受けたときに本人さ
んとの誤りが生じたときに、この過料を適用させていただくとかですね、あと申請の中で公共枮を付
けるということの受けたときに、その問題が使う申請者がそれに対して問題が生じたときに、この過
料を使うということで整備をさせていただいておるわけですが、浄化槽の場合はもうすでに
すべてが町が本人さんに聞いた中で、浄化槽も自体を現地に設置してしまうという、そのその、
言うたら個人の宅地の中で同じ浄化槽も公共枮も設置はするんですが、この工事自体町の浄化槽の工
事、公共枮の工事と、それは皆両方とも同じなわけですが、それぞれその申請手続きの中で
発生することが、町が受けたものとして問題が生じた部分について過料を課すということと、浄化槽
の場合はすべてもう単体のものを現地で設置するということですが、そういった問題が発
生しないということで、あえて浄化槽には罰則が上がっておらず、下水道については申請の段階でい
ろんな問題がチェックをかけることについての問題が発生した場合の、過料を設置することに対する
過料ということで、罰則が上げておりますので、その違いが浄化槽と合併浄化槽と下水にあるわけ
でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（中西 康雄君）

ほかにありませんか。

廣田議員。

14番（廣田 幸照君）

宮川の上流にある自治体の責務としてという形で、この合併浄化槽なり公共下水道なりを整備して
いるわけですが、少し派生的に質問したいと思うんですが、年3回の法定点検、年1回
の清掃、そして下水道協会による法定検査が年1回ということで実施されておるわけですが、こ
の年3回、年1回の部分については、これは業者によるものと思いますが、かねてから主張してお
るわけですが、各家庭においてですね、その合併浄化槽の使用の仕方が適正であるかどうかを、チ

ェックできるような形にしておかなければいけないと思うんですね。

かつて経験があるんですけども、2軒の家がございまして、1軒の家はかなりその脂肪の付着が多いということで、ちょっと伝えてくださいということと言われたことがございます。もちろんこう脂肪が付着しますと、これは調理後の油を流したりですね、あるいは洗剤で洗って流したのが、その流入口のところに付着して浄化能力を落とすわけですけども、そういうような生活スタイルを改めていくためには、検査に3連式の伝票を導入していただきたいと、1つは業者の手元に、1つは町、これは町が管理するわけですから町にあると思いますね。もう1つはその個人のそれぞれの使用者にやっておくのが、そういうふうな形での点検について、ここに例えば脂肪の付着が多いのでというふうなことを書いておきましたならば、使用者もいろいろ気をつけて、この合併浄化槽等の設置の目的を遂行ができるんじゃないかというふうに考えるわけです。3連式の伝票、清掃点検の伝票を採用するつもりはないのかということが1点。

それから、前回のところでも質問させていただきましたですけども、合特法という法律がございます。合理化特別措置法案というので、本来自治体がしなければいけないそういうふうな汚水、下水の処理を、業者にくみ取りの形で処理をしてきた。そしてこういうふうな合併浄化槽なり公共下水道なり普及してくる段階で、その業者の自立を求めするために合理化特措置法案というのができておるわけです。ところがですね、大台町では2業者にその合特法の適用をやって、合併浄化槽の点検、あるいは公共下水道の点検等は、この2業者がやっているわけです。

今後ですね、この21年度からは大台地区にも合併浄化槽が順次整備されていって、パイが大きくなるわけです。現在のような2業者に特定してやっていると、今のところ3,000万円ぐらいの委託料になるのかなという計算をしておったわけですけども、それが5,000万円なり6,000万円になっていく、あるいはもっと上がっていくというときに、2業者だけの指定、随意契約による指定でいいのかどうか、それはいささか疑問であると思いますので、今後どのように変えていくのか、この2点について質問いたしたい。

議長（中西 康雄君）

生活環境課長。

生活環境課長（野呂 泰道君）

廣田議員から2点ほどご質疑いただきました。1点目につきましては、今現在の個人の宅内における個人の浄化槽使用についての水質管理に対する3連式のチェックシートを使用してはどうかということでございます。

現在、浄化槽については法定検査、それと保守点検と、清掃といった3つの点検が入っておりますが、これは今言われたように、その家が適正に浄化槽を使われておるかということの指標となることの検査でございます。保守点検につきましては3回ということは、浄化槽が適切に機能を果たされているかどうか、法定点検は水質が適切に使用されたものが流れておるかどうかという、そういったところの点検をしながら、町がこの事業については管理をしておるということでございますので、もしその使用頻度が悪い状況であれば、あまりこれまでなかったわけでございますが、数件町が油を流しておるとか、中には薬の使用でバクテリアが死んでおるとかということで、いろいろご相談させていただいたケースがございますが、やはりそういったその水質、浄化槽の保守点検なんかで、常に町とその業者との確認をしております。

そやで使われている方の浄化槽がどうなんかというのは、当然その今の3つの検査の中で判断をさせていただいて、使っている浄化槽が悪ければ、当然その内容はどうなんかということは使用のご家庭と相談しながら進めておりますので、改めてその3連式チェックシートは必要ではなからうかと思っております。

2点目の合特法について、今、旧宮川では1業者、今後大台地域に1業者ということで2業者、この事業について今後できるのかというご質疑でございますが、この合特法の適用については、当然これまでの一般廃棄物処理ということで、し尿浄化槽の適正管理ということで町の許可において業者を選定しております。ただ、その合特法の趣旨のもとで、やはりその散らばっておった業者、これ5ヶ町村との絡みもあるわけでございますが、過去には5ヶ町村で許可を出しておった。ところがそれぞれの町でということで戻されてきまして、町の許可となった時点で、大台町としては、旧大台町としては数社ございました。旧宮川も数社あったわけでございますが、やはりこう数社が対応することによって、あちらこちらへ行っておることの効率が悪いことと、やはりこう住民の適正管理をすることによって、地域割指定ということが合特法の趣旨の中に入っております。

そういったところで、できるだけその管理が適正に行われるために、一字、1つの町に1つの業者ということの選定を県のほうも指導の中に入れておりまして、旧宮川、旧大台町では1業者、1業者ということで、今回大台町になると2業者でございますが、それらがし尿も含めた一般廃棄物の適正

処理ということでございますので、今後もこの形態で実施させていただきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（中西 康雄君）

ほかに、廣田議員。

14番（廣田 幸照君）

今ですね、町は住民との協働コラボレーションを唱えているときにですね、ユーザーである個人の家庭が自分のところの使用状況を、お上から、町のほうから指摘を受けて初めてわかるという仕組みは、これはおかしいと思います。ですから、そう経費もかかりませんですから、3連式のチェックシートを導入を是非お願いしたい。

2点目については、無駄もあるからということで、各字別に地域割の指定していくんだということですが、それは2業者だけを随意契約として指定する理由にはならないと思います。何社あるかはわかりませんが、この地域は何世帯の加入者があって、それについてはどうというふうな形ですね、入札なり適正なる方法で競争を導入していくような形でやらないと、これ以後どんどんパイが大きくなっていくわけですから、合特法の趣旨にもですね添うような形で業者の自立、合理化の促進が図れるような形でやっていただきたい。そういうことによって、また今加入する世帯がですね、今4,200円の使用料を月々払っていると、これが将来的には上がる可能性があるという、そういうふうな躊躇、設置に対する躊躇を取ることもなろうかと考えますので、今一度ご返答いただきたい。

議長（中西 康雄君）

生活環境課長。

生活環境課長（野呂 泰道君）

2点ほどご質疑いただきました。

まず1点目ですが、さきほどもお話をさせていただいたように、3連式で何とか導入をできないのかということでございます。やはり私どもはその水質検査ということは、年に一度とはいえ、それをチェックをさせていただいておるということで、本来その使用された浄化槽から出てくる水の範囲というのはかなりあるかと思えます。よく言うその高齢者の方が5人槽の浄化槽に1人なり2人やったら、それほど浄化槽の使用頻度が少ないやないかと、5人槽の浄化槽に5人の家族が入っておれば、当然使用頻度が高いといったようなことで、水質はどうなんかということでございますが、やっぱりその中の適用範囲の水質で収まっておれば、これは当然その浄化槽における基準範囲で収まるということでございますので、そういったことをチェックをかけながらというのが、これ法定検査でございます。

これらを見ながら、それぞれ問題が生じたところについては、町が指導するなり、お話をさせていただくなりということを考えておりますので、あえて3連式のチェックシートを本人さんに渡して、どうですかということの必要性はなかろうかと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、2点目の合特法の絡みの地域指定をされた、その浄化槽2業者についての随意契約はどうなんかということでございますが、これは一般質問でも町長が答えさせていただいたわけでございますが、この制度については合理化問題に関する基本協定ガイドラインというのがございます。これは三重県と市町会、町村会、及び三重県環境整備事業協同組合との間で、平成11年3月に結ばれております。この基からして合特法という趣旨の中で、町が動かざるを得やんということで、当然その誰もができる業ではないということのご認識をいただきたいと思います。やはりそんだけのその能力、機械等を持っておる会社が、やらなければいけない、一般廃棄物を処理しなければならないという中で、この法に準じて町は対応していくということで、今回の合併浄化槽におけるところの処理についても、大台町には2業者ということで選定をさせていただいて、今後その適正管理をするということの意図の中で、町とタイアップしながら進めていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（中西 康雄君）

ほかに、廣田議員。

14 番（廣田 幸照君）

2 点目のですね、現在指定されている 2 業者以外の業者は、技術的に、能力的に落ちているというふうな説明でありましたが、もう一回確認をいたしたい。

議長（中西 康雄君）

生活環境課長。

生活環境課長（野呂 泰道君）

ほかのところの落ちているとかいうことは、私は言ってないと思います。今、これまでの適正管理を行える業者をいうことで、能力、それぞれ機械ということで、町が認めた一般廃棄物の処理をする業者ということで認めた業者、2 業者ということで、この合特法に関連して今後もやっていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（中西 康雄君）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

以上で、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の発言を許可します。

直江議員。

6番（直江 修市君）

合併処理浄化槽事業につきましては、旧宮川におきまして環境面、そして高齢者の健康管理の面、こういうことから加入金、あるいは分担金の受益者負担なしに、公共事業として進めてきた事業でありまして、私どもこの事業を立ち上げる際に、村当局からの説明について大儀的に大変結構な事業というふうに認識をいたしておりました。宅内事業が当然それに伴って必要ということで、この部分の受益者負担を何とかならないかというようなことで、委員会もつくり議論をしてきた経緯がございます。

そういう経緯の中で、さきほど説明もございましたように、目標の70%には達せず、50%止まりということで、この70に行くにはさらに困難が予想されるということでありました。ここに15万円の分担金を導入するという条例改正が提出されております。私は進捗状況の悪い中で、分担金を課するということは、事業当初目標とした高齢者の健康管理という面からも、大きくその後退をすることになるというふうに考えます。よって、反対の理由といたします。

さらに、下水道地域と浄化槽地域の格差につきましても、さきほど申しました汚水枥を設置されておるところは加入金なし、合併浄化槽では同じその事業で立ち上がったのに、浄化槽設置地域については加入金を取るということで、この宮川地域内での格差が生れるという点が2点目、そして罰則規定なんですけども、私はその231条の2項で対応をとということなんですけども、その前に町の条例ですね、町民に知らしめるという規定は大事だと思うんです。

申しましたように、公共下水道のほうには使用料を徴収することに対する罰則規定がございます。これもほぼ一体化を求められておるのにですね、同じ生活排水処理事業の中で、2つの条例があって、その条例に違いがあるということも、私は大いに問題だというふうに思います。

さらに、寄附採納については、今後条例において整備をするという説明でございましたが、これはこの提案段階ですでに条例に規定してですね、町民に理解を求めていく、そして議決機関である議会にですね、団体意志を決定してもらおうと、こういう私は手続きが必要だというふうに思います。そういう論点からですね、本条例改正案に反対をいたします。

議長（中西 康雄君）

次に、原案に賛成の発言を許可します。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

以上で、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 51 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第 51 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（多数挙手）

議長（中西 康雄君）

挙手多数です。

したがって、議案第 51 号は、原案のとおり可決されました。

議長（中西 康雄君）

しばらく休憩します。

再開は 10 時 05 分といたします。

（午前 9 時 55 分）

議長（中西 康雄君）

定刻となりましたので、休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

（午前 10 時 05 分）

議案第 52 号の質疑～採決

議長（中西 康雄君）

日程第 6 議案第 52 号「大台町公共下水道条例の一部を改正する条例について」の質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

直江議員。

6番（直江 修市君）

条例を見ますと、加入金は第3章、これは17条があって、次に「次の1条を加える」ということで、第17条の2が1つの条という形で、3章にですね収めてあるということです。

使用料は、第4章でですね規定しておいてある。次に手数料は第5章で規定をしてあるんですね。これは他の条例を見ますと、使用料手数料及び加入金の賦課及び徴収という形で、1つの章を規定、それぞれ項を設けて規定してある。これが普通の条例の私は形やと思うんです。ところが今度の改正点をですね、どこへ収めるかということから、検討されたんかというふうに思いますけれども、第3章というのはこれは新規加入の章なんですね。新規加入の章になぜ他の使用料あるいは手数料がですね、章を立てて1つの条として規定してあるのに、この加入金だけはさきほど申しましたような形を取っておるんかというところが、私はその疑問に思いますので、これはまとめるべきではないかということについての見解を求めたいというふうに思います。

この公共下水につきましては、まず汚水柵から最終処分場までを公共事業で行ったと、そのときにいわゆる最終処分場が供用開始できる時点で、排水設備を施して、いわゆる宅内の工事をやって、すぐに加入した人をこれ表現はしてないけども、最初の加入者という感じやと思うんです。それ以後ですね、供用開始と、直ちに加入、接続したところを第1次として、第2次を新規加入したんですね。これがこの新規加入者というのはここなんですね。加入するときはあらかじめその旨を町長に届けなければならないと、今度加入金を取ると、加入金は公共下水柵の設置する者から取るということなんで、第3次、言えばそれこそ時系列で言えば、第3段の加入者になるんですね。普通この文言をですね、町長が新たに公共下水柵を設置する者からという表現は、これ苦肉の表現やと思うんです。普通はこれは新規加入者なんですね。

ですから、大台町公共下水道に加入する者というのは、普通の表現なんです。それがもうできんわけなんですね。すでに汚水柵設置してあるところは、もうこの対象にならんということから、という流れからきて、本来は別章立ててまとめるべきのをここの新規加入の中へこれを割り込ませたというあれで、条例の流れとしてはですね、非常に整然としてないように思うんですね。そのところの説明を求めたいというふうに思います。

それから、加入金についてはここに改正がありますように、町長は徴収しなければならないというようにあるんです。使用料につきましては、町長は使用料を徴収するという表現なんですね。同じ条

例の中で法に基づいて徴収する者についての表現が違うというのは、私はこれも条例、法体系の形からしてですね、おかしいと思うんですね。なんでこういう表現の違いとされたのかですね、表現の統一をすべきやないかというふうに思います。

公共下水柵設置につきましては、加入金 15 万円とするという改正なんです。合併浄化槽のときはさきほど申しましたように、年間に 5、6 万円点検料が要るだろうという逆算のもとに 1 ヶ月の使用料を決めています。今度の 15 万円はどういう積算根拠なんか、公共下水柵を設置する者は加入金ということですから、公共下水柵設置にかかる経費に対するどんだけかを加入金として徴収するというのが、本来の算出の理由づけにあるというふうに思いますので、その点を伺いたいと思います。

それから、さきほどの条例でも言いましたように、加入金につきましては使用開始までに賦課徴収、これは簡易水道給水条例では給水装置イコール給水装置工事の申し込みの際と、これもさきほどの説明のようにメーター器を取り付けた時点で、加入金を徴収するというふうな説明をまたされるんかなとは思いますが、この給水装置工事の申し込みというのは、私はそのメーター器設置をしたときというふうに、限定されるということなんやろか、ちょっとそこが疑問なんです。これは水道へ入りますという申し込みをした時点で、加入金徴収という形になるんで、メーター設置がどうのこうのということではないように思うんですけども、その説明を改めて求めたいというふうに思います。

それから、これも罰則、ここには罰則規定がございます、25 条であります。ちょっと文書をちゃんと見てほしいと思うんですけども、「町長は詐欺その他不正な行為により使用者、又は手数料の徴収を免れた」これ正確な表現なんですか。私これ使用料だと思うんですけどもね。「使用料、又は手数料の徴収を免れた」ということですので、これ使用者となっておるんですね。こういう本来は改正するときは、全体の条文をチェックしてですね、改正すべきところは改正して出してこんど、ここでもう 1 つ問題が出てきたということなんですね。

このままにして、この改正案だけ認めよということではですね、本体が間違っておるのに、それは無理な私は注文やと思うんですね。ここどうするかということ、その点について伺います。

それから、ここではこれを僕は使用者を使用料と読み替えて、「使用者、又は手数料を免れた者は課す」という流れの中で、ここでも加入金の徴収を免れた者は科さないということなんですね。罰則規定の改正がここには出てませんから、改正案に。このままなんですね。それでなぜ使用料や手数料の徴収を免れた者だけ過料を科してですね、加入金の徴収を免れた者については過料を科さないのか、ここでも法律的に矛盾が出てきておるんです。もちろんそれは法律には使用料徴収するときは、町長が条例を設けてできると、ですから全部せなあかんとは書いてありませんけども、本来的には使用料、手数料、加入金というふうに義務を課すことにつきましては、すべてですね同じように罰則規定とい

うのがなければならんと。

繰り返しますけども、使用料と手数料には科して、加入金には科さないというのは、これはもう条例としての瑕疵ある点だというふうに思います。というところで、説明を求めます。

議長（中西 康雄君）

生活環境課長。

生活環境課長（野呂 泰道君）

直江議員から6点ほどご質疑をいただきました。

まず1点目につきまして、第17条の2ということで、今回枝番を使用させていただいて、条例を改正させていただくということでございます。このことにつきましては、条例の構成が章編成としており、法制度上条の繰り上げ、繰り下げ等は章の中で収めることが通常の手法であるということで、その事例にならわさせていただいて改正をいたしました。議員ご指摘のように、当該追加する条文をそれぞれ18条とし、あとの第4章以降も各条例を繰り下げてという章の括り直しという改正を行う改正のやり方もあるわけですが、他の条文や規則等で引用されている場合、引用してあるそれらも改正の必要が生じてくるという事務の煩雑となるので、枝番を用いさせていただいて、今回の訂正をさせていただいたわけですので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、2点目の加入金については、「町長が徴収しなければならない」ということ、使用料については、「徴収するということの、しなければならないということとする」ということ、その同じ条例の中で違いはいかなものかということのご質疑でございます。住民側に立った条例ということの中で、公共下水道条例は行政機関の一体化の1つの事業ということの中で、条例をつくらさせていただいております。双方とも間違いではないわけですが、今回のそのしなければならないという部分につきましては、下水道の町長がすべての事業の中で徴収するということの義務を課せておるということで、法律上の作為義務ある行為をなすべき義務を定めようとする場合に用いられるということでございます。今回の条例においても、町長が徴収しなければならないということの義務を課せさせていただいたのが、内容でございます。

3点目の15万円の根拠でございます。これまで本管から公共枮までの工事を実施してきました。その工事自体の平均の値が約17万4,000円という金額でございます。平均ということでございますので、それを浄化槽との照らし合わせをしながら、今回15万円という金額にさせていただいたわけでございます。

4点目、給水条例についてはメーター器を加入金との引き渡しはいつなんかということで、浄化槽のときにもご説明をさせていただいたわけでございますが、申請者が来まして、そのメーター器を貸与するというをやっております。そのメーター器を貸与する時点で、当然私ども加入金をいただいております。そのメーター器渡すことによって、加入金をいただくということのような形をとらせていただいております。下水道のことについては合併浄化槽のときにもお話をさせていただいたんですけども、一応、いつ取るのかということなんですけども、下水道の公共枮から本管につないだ時点の確認をして、なおかつその供用開始までということは、宅内改造をする間の時間の中に、今の加入金15万円をいただくということでございます。

1つは、その同じ事業をしながら、なぜ違うのかということなんですけども、やっぱり水道の場合はメーター器を貸し与えるということで、そのときにすでに発生をしております。当然メーター器を本人さんに渡して工事は本人さんにやっていただくわけなんですけども、そのメーター器渡すときにお金をいただく、公共枮はやはり機能が果たされているかどうかというのを確認したあと、15万円をいただくということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

5点目については、条例の25条、料金の2項、「町長は詐欺その他不正行為による使用者」と今なっております。これは合併時のチェックはしなければならないのですけども、転記ミスでございます。議員がご指摘のように「使用料」でございます。これは申し訳ありません。早々に訂正をさせていただきたいと考えております。

次に6点目でございます。罰則規定がなければならぬのではないかということでございます。この合併浄化槽のときにもお話をさせていただいたかと思っておりますが、加入金の罰則規定がないのではないのかということでございますが、これについてはさきほどもご説明させていただいたように、使用料と加入金という位置づけから言いますと、当然これまで一体化の事業で下水道は取り組んでまいりました。16年から供用開始をしてやってきたわけでございますが、幾分か滞納の問題は発生はしたわけでございますが、悪質な問題も起こらずまいってきました。最終的にこの滞納の問題がエスカレーターをしていく場合は、税の滞納処分においてやっていくということでございますので、あえてこの条例の中には出ておらないことのご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

議長（中西 康雄君）

ほかにありませんか。

直江議員。

6番（直江 修市君）

説明のありましたように、改正点の加入金については、「町長がねばならない」ということで、これはもう義務を課すと、使用料も同じように義務を加入者に課しておるわけですね、使用料納めるということは。これ同じように義務を課することになるんで、さきほどの説明というのはちょっと義務を課す行為は「ねばならない」で、使用料については義務を課すようではないような説明でございますが、それは私はおかしいと思うんですね。同じ義務を課することになるというふうに思います。

ですから、その表現に違いがあるというのは、これはもうおかしいんで、説明によって納得し得るもんでありません。

それから、新規加入の第3章新規加入で申しましたように、その加入金の規定をしておりますけども、私はその新規加入につきましては、法的に条例に規定しなければならないという項ではないんですね。加入金についてはこれはっきり法が求めておるんです。加入金徴収するときは条例によらなければならんと、自ずからこの3章の中での規定に法的な重みの違いが歴然とあるんですね。それを1つの章で括るといのはこれおかしいんで、その新規加入ということに、いわゆる神経がいつてもうておるんですね。いつてもうておることによって、新たに汚水柵を設置する新加入者というところまえ方を、何とかせないかんというのがですね、もうこういう3章でまとめるという形をとっておるというところに、全体の章立てから矛盾がくる、感じるわけなんですね。そのことにつきましては、さきほどの説明でも理解ができません。

それから、最初の質問のときに聞き忘れたんですけども、条例の改正にございますように、新たに公共下水柵を設置する者の設置手続きというのが、この条例にないんです。例えば簡易水道給水条例につきましては、あらかじめ町長に申し込み、その承認を受けなければならないという、申込者に対するあとの手続きが規定されておるんですけども、この改正におけますところの新たに公共下水柵を設置する者が、どうしてその公共下水道に加入し得るんかというところのですね、規定が何もなし

んですね。勝手にその汚水枘だけを設置できませんわね。ずっと最終処分場から配管してきて、宅内整備の手前まで公共事業やってくるわけですから、それだけ設置するということはできんわけで、それが直ちに、なぜその加入にあたるんかですね、答弁求めます。

議長（中西 康雄君）

生活環境課長。

生活環境課長（野呂 泰道君）

3点ほど質疑をいただきました。

使用料について、私どもさきほど加入金の表現と、使用料の表現に違いがあるやないかということの、答弁が漏れておるやないかということの内容でございます。確かに「しなければならない」と「する」ということの義務の言葉の内容でございます。ちょっと待っていただきたいと思います。

議長（中西 康雄君）

暫時休憩します。

（午前 10時 27分）

議長（中西 康雄君）

休憩前に引き続きまして、会議を再開をいたします。

（午前 10時 28分）

議長（中西 康雄君）

しばらく休憩します。

再開は 10 時 40 分といたします。

（午前 10 時 28 分）

議長（中西 康雄君）

定刻となりましたので、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午前 10 時 40 分）

議長（中西 康雄君）

生活環境課長。

生活環境課長（野呂 泰道君）

大変失礼をいたしました。

「する」と「しなければならない」との内容でございます。「しなければならない」につきましては、一定の行為をしなければならないとして、国民や行政機関を義務付けるものであって、各種の法令に多く用いられております。「する」といった定義につきましては、法規範囲の中の内容を創設的に宣言する場合に用いられます。動詞の終止形が用いられるということの内容でございますので、するということについては、使用料を徴収するという、当然その同じような義務でございますが、そのしなければならないという、町長に課せられたものについては、下水道事業の全体の事業の中で、町長としてその加入金を徴収すると、一般の住民の皆さまに使用料として使用料の徴収をするという、その違いがあるように思いますので、ご理解をいただきたいと思っております。

2点目の新規加入金の法的な重みはどうなんかという、17条の2に対しての位置づけでございます。さきほど17条においては新規加入ということで、使用者は新たに公共柵をという条文が載っております。それに新たに17条で加入金の追加ということで上げさせていただいたわけですが、あくまでもさきほど言われたその一番最初の下水道に加入された。次、今度は新たにもう整備済みで、今回の加入金の関係に基づいて設置する、公共柵を設置するということも、本来その順番的に付けるものではないかと思えます。あくまでもここにいう使用者は新たに公共柵を設置するという、17条に対してのことが、その17条の2における加入金につながってくると思っておりますので、ここでその17条と17条の2の関係を用いて条例の内容を住民の皆さんにお示しするというところでございますので追加、17条の2を加えさせていただいたわけでございます。

3点目の新たな設置の手続きについて、どこに載っておるのかということでございます。これについても明確な部分で新規加入ということで、ここにあらかじめその旨を町長に届け出なければならぬということで、届出の中で公共柵を設置するということを、ここで義務づけるわけでございます。明確な言葉がないやないかということでございますが、当然、新規加入という中の届出の中には、この範囲のものも入っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。以上でございます。

議長（中西 康雄君）

ほかにありませんか。

副町長。

副町長（余谷 道義君）

ご指摘いただいております内容について、ちょっと説明をさせていただいておりますけども、例えば「する」「しなければならない」と、この2つについてもですね、内容的にはいろいろ文書ですんでありまして、1つには条例そのもの自体、規定の整備あたりを含めてやらなければいけない部分たくさんあるかと思えます。合併のときいろんな形で取り沙汰されておりましたので、急にきたということもありまして、そのまま持ってきておりますので、今一度全部一度精査をさせていただきたいというふうには思っております。

ただ、さきほどのこの条例そのものは、法律上のいろんな形の整備も必要になってくると思うんですが、やっぱり見ていただく住民の方がですね、町民の方が一番わかりやすいような形に整備をしていくというのも1つの考え方だというふうに思っておりまして、今回、その17条の2という形で上げさせていただきました。最初に新規に加入する人が届出なければいけない、そこでやっぱりそういう手続きも必要なんだ、お金も必要なんだという形の整備の中ではですね、こういうこともあるのかなというふうには思います。ただ、その使用料のところに置くのが一番いいのかなという部分もあります。その辺はもうちょっと検討もさせていただきたいと思うんですが、今回の条例についてはそういう趣旨も踏まえてやらさせていただきました。

条立てのときに、17条というふうなものをどこに入れるのが一番いいのかということがあるんですが、法律たくさんございまして、例えば25条、国の法律で25条でいけばですね、9条とさえいわれる戦争の反対とか、そういうような話になります。25条でいきますと、健康的な生活を営む権利があるというような形で、すでにこう住民の中に、頭の中にある人もあるわけです、条立ての中で。そういうふうなものについては、やっぱりあんまりいじらずに17条の2とか、17条の2の3とかいうふうな手法というのは取られております。

そういう意味ではちょっと住民さん、町民さんにわかりやすくという部分からいけば、1つの手法かなというふうには思います。ただ、法的にどうかと、法律上の整備の仕方としてどうかという部分については、もう一度また検討もさせていただきたいというふうに思っております。

それから、この加入金のところ、ちょっとまた言われてますけども、罰則なんですけど、罰則につきましては、さきほどもちょっと説明をさせていただきましたけれども、分担金使用料、ここに上げてます下水道の罰則というのはですね、いわゆる不法行為というのですか、詐欺とかいろんな形で不法にやられたものについては規定をされています。ただ、不法というのがですね、加入金を払わないとか、使用料を払わないというのは不法じゃ、不法は不法なんですけど、故意にというのじゃなくて、払えないというふうな部分がありますんで、そこを押さえるためには、分担金使用料については条例で5万円以下の過料に課することができるという部分があるんですが、さきほど言いましたように、加入金15万円ですんで、そういう意味では5万円では困りますんで、ここはちょっと税の滞納処分のほうにやらさせていただいたということでございます。

下水道をですね、もう宮川でずっとやってきておりまして、この前も新聞で松阪市がこの下水道不法にやった、分担金を払わないというような形についてですね、条例を執行してないじゃないかというような議論をされておりましたけれども、宮川で下水道をずっとやられてですね、こういう事例はまず起ってませんし、今後もおそらくそういうことは町がいろんな形で管理をされるということですよ

んで、法律上も罰則を規定してまでですね、やる必要があるのかなという部分がございます。

法の制定をしたときに条例の実効性を担保するという意味から、法律で罰則を規定するというのもございますんで、条例についてはもう宮川の一部の地域でやられておりますんで、罰則を今更追加をしてやらなくっても、十分町のいわゆる管理の中でですね、できるんじゃないかなというふうにも思っておりますんで、よろしくご理解のほどお願いしたいと思います。

議長（中西 康雄君）

ほかにありませんか。

町長。

町長（尾上 武義君）

さきほどの合併浄化槽から、この公共下水道の条例というようなことで、そのトーンがかなり違っているのではないかなというようなことでもございますが、法令審査といったものがですね、やや十分でなかったかなというふうな部分もあろうかと思えます。

そういうことで今後ですね、その審査にある一定の時間もかけつつですね、整理をしたうえで議会のほうに出ささせていただくということが、これまでも必要であったわけなんです、今後十分そこら辺も気をつけながらですね、出ささせていただきたいというふうに思っているところでもございます。

また、さきほども申し上げましたんですが、合併時に旧宮川の条例でその使用料ということにはなっておったんですが、その転記の際に使用者というふうな形になってきておりますが、そういったところでチェックが行き届いていないというふうな部分もございます。これは他の部分にもあるのではないかなということが、少し懸念される場所なんです、このように条例改正等を出させていただく際にもですね、本体も含めてきちっと精査したうえでですね、出ささせていただくということが非常に大事なことかなというふうに思えます。

そういうこと含めてですね、審査会等も立ち上げて対応してまいりたいというふうに思っておりますんで、どうぞその点ご理解いただきたいと思います。

議長（中西 康雄君）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

以上で、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の発言を許可します。

直江議員。

6番（直江 修市君）

反対の理由としましては、質疑に対して答弁いただきましたけれども、説明責任がですね果たされていないし、間違ったところを正そうともしない、こういう姿勢に終始をしているところが、誠に遺憾であります。

1つには、章立ての問題で私はやはりこういう条例改正をしようとするときにはですね、全体のやっぱり構成も検討し直してですね、整備するという姿勢が求められると思いますけれども、その姿勢がない。

表現の統一につきましても、るる説明ありましたけれども、義務規定なわけなんで、これはやはり統一が必要だと、統一のないままですね条例改正に賛成はできません。

罰則につきましても、宮川の地域で事故がなかったからということでの不必要論を展開されましたけれども、これは今までなかったから今後もないとは断定できないわけなんです。そういう不確実な見通しのもとにですね、その理由をもって規定しないということは納得できません。

で、さきほど言いましたように、すでにこの条例には誤りがございます。誤りを正さずにですね、改正案を認めよということでは、この条例全体が瑕疵のあるままでですね告示されると、町民に示されると、議会としては明確に誤りがあるのにですね、これを正さず認めていくということの行為については、私は断じて議員としてですね納得できないし、すべきではないというふうに思うんです。

直ちに、本来は町としては訂正してですね、提出し直すということが大事だと思いますけれども、それはこちらから求めることではないんで、反対理由として上げて、本改正案に反対をいたします。

議長（中西 康雄君）

次に、原案に賛成の発言を許可します。

ありませんか。

議長（中西 康雄君）

以上で、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 52 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第 52 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（少数挙手）

議長（中西 康雄君）

挙手少数であります。

したがって、議案第 52 号は、否決されました。

議案第 53 号の質疑～採決

議長（中西 康雄君）

日程第 7 議案第 53 号「多気郡大台町、度会郡大紀町中学校組合の解散に関する協議について」の
質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

山本議員。

9 番（山本 勝征君）

組合の解散ということについてですけども、1、2 質問したいと思います。大台中との協和中との
統合ということを打ち出しまして、解散に持ち込んだというのは1つの、一歩前進なんかなという気
持ちをしておるんですけども、その解散するについてですね、現在、大紀町の出身の生徒はまだ1年
生、2年生残っておるわけですね。その辺のところ解散と同時に大宮中学ですか、大宮中学へ向い
ての転校ということは、どういうふう話し合いの中でなっておるのかということ。

それからもう1つ、新規に協和中学校へ向いて入ってくる生徒、これはもうないと思うんですけ
ども、その辺のこの両町との話し合いはどういうふうになっておるのか、これもないのが当然やと
思うんですけども、それについて説明を求めたいと思います。

議長（中西 康雄君）

教育課長。

教育課長（上野 拓治君）

今回の解散議案の関係なんですけども、確かに、現在2年生の子が2名と、1年生の子が1名在学しております。この解散になりますと、当然、前にも規約のほうで出させていただきましたけども、事務の承継ということで町立になった場合は、当然在學生の方は大宮中学校へ通学していただく、これは大紀町の教育委員会のほうが責任を持って、それは行うということを聞いております。

それで2点目の新規の生徒の関係なんですけども、当然、12月から1月にかけて、入学通知を出させていただきますので、その場合には当然大紀町のほうには通知をいたしませんので、当然、大紀町から大宮中への入学の通知はいくと思います。以上でございます。

議長（中西 康雄君）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

以上で、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

直江議員。

6番（直江 修市君）

組合立が解消をされてですね、この解散の協議に入るということは、当然の町としての責務というふうに思いますので、これ議案 53 合を賛成をいたします。

議長（中西 康雄君）

次に、原案に反対の発言を許可します。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

次に賛成者の発言を許可します。

ありませんか。

前川議員。

7番（前川 怜君）

議案第 53 号の解散に関する協議について、賛成討論をいたします。

組合立協和中学校の解散につきましては、校史 60 年の歴史が培われてきました。数々の思いがここで切れることは残念であります。しかし、時の流れとともに、社会状況の変化でやむを得ない。大紀町の教育委員会、大紀町からの強い意向である組合立解散、両町地域の住民の方々の学校への思い、愛着はいかばかりかと思うとき、寂しさを強く感じる次第でございます。

60年間にわたる地域卒業生、在学学生を含め、すべての人々の温かい協力、支援に感謝をいたしまして、賛成討論といたします。

議長（中西 康雄君）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

以上で、討論をなしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第53号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第53号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（全員挙手）

議長（中西 康雄君）

挙手全員です。

したがって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

議案第54号の質疑～採決

議長（中西 康雄君）

日程第 8 議案第 54 号「多気郡大台町、度会郡大紀町中学校組合の解散に伴う財産処分に関する協議について」の質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

廣田議員。

14 番（廣田 幸照君）

さきの全員協議会でも財産処分に関する協議の資料をいただきました。その中で土地、建物これは大台町に帰属させるということであります。さらに別紙のところで地方債の残務は大台町が継承するというふうに書かれております。その全員協議会の資産表資料では、協和中学校の屋内運動場の起債償還表をいただきまして、つまるところ残っているのは 286 万 8,864 円であるというふうに把握いたしました。間違いではないのでしょうかと、確認をします。私のほうが間違いでないかという確認であります。これは義務教育施設整備事業費等財源対策債、事業債と財源対策債が組まれているというふうに聞いております。

それから、耐震工事につきましては合併特例債を使って 5,635 万 3,000 円であったと、大台町の負担分は 2,650 万円であると、大紀町の分は 2,000 万円弱になるわけですが、3,000 万円ですか、この辺ですね、この負債のほうも受け継ぐとして、この地方債の残務をひとつ明確に整理をしてお示しをいただきたいと思えます。

議長（中西 康雄君）

教育課長。

教育課長（上野 拓治君）

まず1点目の財産処分関係なんですけども、全協でも話をさせていただきました。屋内運動場の償還ですけども、あと1年と、平成21年度ということで元利ともに286万8,868円の償還で完済ということになっております。

その次に、耐震工事の関係で、工事自体が5,635万5,000円でございます。うち補助金がありました、交付金。それは約1,500万円ぐらいございました。それでその工事に対する負担金として残分を、両町が合併特例債で起債をしまして、大台町の場合は2,650万円と、この借金については両町がそれぞれ負担金としての支払った特例債については償還していただくということになっています。

議長（中西 康雄君）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

以上で、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第54号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第 54 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長 (中西 康雄君)

挙手全員です。

したがって、議案第 54 号は、原案のとおり可決されました。

議長 (中西 康雄君)

しばらく休憩します。

再開は 11 時 10 分といたします。

(午前 11 時 01 分)

議長 (中西 康雄君)

定刻となりましたので、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前 11 時 10 分)

議案第 55 号の質疑～採決

議長 (中西 康雄君)

日程第 9 議案第 55 号「大台町立学校設置条例の一部を改正する条例について」の質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

大西議員。

10 番（大西 慶治君）

大台町立公立学校設置の一部改正の条例でございますけれども、ただいま組合立の解消というものが議決されたわけでございます。このことにつきましては、私、17 日の一般質問をさせていただきまして、できればこの条例には、いわゆる附帯事項、期限を付けていただきたいなというふうなことを言いましたけれども、ここに出ておる条例につきましては、もちろんそういうものは付いておりません。この条例につきましては、子どもたちの憲法で保障された教育の場がなくなるから、この条例は必要なんだというような意味で出されたものであると思います。

日本国憲法の 26 条には、すべて国民は法律の定めるところにより、その能力に応じて等しく教育を受ける権利を有する。また、すべて国民は法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育はこれを無償とするという憲法の中に定められておるわけでございます。

そういった中でも、憲法 14 条の中には法の下での平等ということがあって、いろいろあって経済的、または社会的関係において、差別されないというふうなことがございます。大台中学校と協和中学の差において、この憲法違反するほどの著しい不平等というものは、これはないんであろうかと思っておりますけれども、私はですね、こういうことにつきましては、旧大台町におきまして昭和 59 年 12 月告示の大台町第 3 次総合計画基本構想の中で、中学校については大台町全体を 1 つの校区とする中学校を建設し中学校施設を整備する。また教職員の資質の向上に努め質的充実を図るとあり、いわゆるこの時点で大台町は 1 町 1 校というものが基本となっておったわけなんでございますけれども、これはもうすでに合併とともに失効したものでございます。当時は旧大台町で特別にこの 1 町 2 校というものが存続をしていたというのは、存続を望む地域の強い希望、または当時は大宮町との組合立であったこと、そしていつか一般質問で出ておりましたけれども、大台中学校の建設した場所、その他いろいろ複雑な要素が絡み合って、大台中学への協和中学からの統合というものがなされていないのが、これ

が現状でございます。

このことにつきまして、当時の議員さんのお一人にお話をちょっと伺ってきましたけれども、その方は組合立が存続しているうちは、暗黙の了解ということで1町1校というものから協和中学校を認めってきたけれども、組合立が解消という時点におきましては、これは統合していただきたいなというふうな、先輩の話でございました。この先日の私の一般質問での答弁で、教育長は、近い将来地域の方にも決断していただかなければならないというふうにおっしゃられました。それに対して私は地域の方にも十分理解をしていただけるよう努力をして、1日も早い統合をと締めくくったつもりなんですけれども、次の言葉をちょっと注意して聞いていただきたいんですけれども、このことについて一部の、ごく一部の方だと思いますけれども、この条例ができれば、協和中学校はこのさき継続していくんだと、そういう権利を得たことだというふうにご話をされております。

それは確かに条例ができるんですから、そう言えなくはないと思いますけれども、私はこれは21年3月で統合できない、当面の問題としてこの条例を加えるものであります。耐震工事ができたから協和中学は続いていくんだというものではないというふうに私は理解をしております。そうでなければですね、これまで一生懸命で努力していただいた町当局や教育委員会の方々の立場というものも、なくなるのではないかなと思います。

憲法にある等しく教育を受ける権利を有しておるわけですけれども、この条例が成立してもですね、子どもたちに協和中学は雨漏りをするような状況だということをご一般質問の答弁でも伺いました。雨漏りというのはこれまた白アリの発生にもなります。耐震工事をしていただいたことにより、瓦が少しゆるんだのではないかなというふうなことも考えられるのではないかなと思います。

老朽校舎というものは、ますます心配なことであります。できるだけ早く大台中学への統合ということで、より強く話し合いをしていくと、一般質問での答弁のとおり、その努力を惜しまないということと言えるのかどうか、これは町長、教育長双方からお伺いをしたいと思っております。

議長（中西 康雄君）

教育長。

教育長（谷口 忠夫君）

ただいまご質問いただきました、この条例が成立すれば協和中学校はそのまま存続し、その統合は先送りされるんじゃないかというようなお考えというような、一部のその住民の方にね、そういった考えがあるんじゃないかというようなことでございますけども、私はですね、この条例は21年3月に組合立が解消しましたら統合してほしいということで、これまでずっと取り組んでまいりました。しかし、残念なことにこの時期にはですね、統合の理解が得られませんでした、先送りをさせていただいたところです。

ただ、このことが、その後そのまま存続してくというようなことではなくてですね、協和中学校が21年3月になくなる、組合立が解消されるということは、これまであったその組織ですね、そういったものがそこで中断するということになります。したがって、子どもたちのために、あるいはその組織を存続ということのためにですね、条例を制定させていただいて、とりあえず学校そのものをですね、存続させていただくということでございまして、統合ということについての考え方では全くございません。

私どもとしましては、一般質問でも述べさせていただきましたように、存続を協和中学校、町立の協和中学校としてとりあえず存続をさせていただきまして、その後、統合ができませんので、また時期は明示はできませんけども、これまで18年から取り組んでまいりました様子も反省しながらですね、早期に統合をお願いしていくというようなことで、今後も話を続けさせていただきたいというふうに思っております。ただ、このお話の中では、皆さんすべてにですね、保護者や住民の皆さんすべてにご理解をいただくということは、これはもう無理であろうというふうに思います。

したがって、私どももちろんですが、住民の皆さん方にもある時期にはですね、ご決断をいただかんらんというふうには思っております。そういうことで今しばらくですね、私どもは統合についての話し合いをですね、今しばらくさせていただきまして、理解を得たいというふうに考えております。以上でございます。

議長（中西 康雄君）

町長。

町長（尾上 武義君）

先だっの一般質問でもお答えさせていただいたように、住民の皆さんの決断をいただかんらんということございまして、その中でやはり具体的に物事を進めていくという、これまでのパターンではまたズルズルというふうなことになってしまうだろうと思います。1つのプログラムの設定といいますが、そういったようなことも教育委員会の中でしっかりと議論いただいてですね、そのレールに乗せていくというようなことが必要になってくるんじゃないかなというふうに思っております。

ですんで、今回の条例につきましても、もう5年も6年もそれでOKですよという意味では、決してないというようなことでもございますんで、早期にということではっきりした日は申し上げられませんが、早期にできるようにですね、対応していかねばならないと、こういうふうに思っておりますんで、その点よろしく願いたいと思います。

議長（中西 康雄君）

ほかにありませんか。

前田議員。

12番（前田 正勝君）

さきほど組合立の解散ということで、条例が可決されました。当然、この55号で設置条例が改正する条例が出ております。これは当然のことであると私は思っております。

ただ、さきほどから教育長、町長、お二人の考え方を聞いておると、なかなかよう決断を下さんと、そう私は感じました。この問題については大台町の第1次総合計画の中にも載っており、集中改革プランの中にも載っております。そしてまた20年の町長の1回目の施政方針でも、町長は統合について述べられております。

さきほど町長が申し上げられたんですが、このままではまたズルズルと解決の道筋が私は遠のくと思います。今の地域の皆さんの考え方では。本当にさきほども大西議員が言われたんですが、私も今回も言いますが、耐震補強工事はされたとは言え、あの老朽化したもとで、子どもたちを教育

していくというんか、あそこで学問を身に付けていく、ほかのことも。私はもう堪えられんのでございますが、もし何かあったら、いつも議論で出てくるんですが、東南海地震の話も出てきます。もし何かあったら誰が責任取るんですか。

まさかそこへ今、統合問題で日進地区の人はここで子どもらを学ばせるんや、最近是新築の話も出てきませんが、誰が責任取るんですか。まさか日進地区の人が責任を取る、オラが責任取るという話にはならんと思います。最終管理者の大台町長が責任取らんならん。当然、我々もこれを見過ごしてあそこでもしものことがあったら、当然我々の責任もなるんだらうと、そう思っております。

でありますから、私は1日も早い統合を切に願う者であります。ここにこういう、これ統合計画の中にいつも出てくるんですが、今後のこの中学生徒数の今後の見込みで3中学こう載っております。大台中学がすごく生徒数が減ってくるんですね。協和中はある時期こう23年ピークなんかな、これ。平成23年がピークでこう一番多いんですが、そのあと減ってくるんですが、こういうふうに大台中が生徒数が減ってくると、校舎も当然それは余裕が出てくる。

そこでこれは、この段階でこの23年というあと2、3年先かな、町長は4、5年と言っておりますが、それにいくまでにですな、こういう数字も提起しながら、早い合併を統合を望みたいと思うんですが、今、私が申し上げたことについて、教育長、町長の所見伺いたい。

議長（中西 康雄君）

教育長。

教育長（谷口 忠夫君）

ご質問にお答えいたします。

その早期の統合ということでございますけども、私どももそういうことで、これまでも取り組んでまいりました。そして理解が得られないというようなことですね、今日に至っておるわけなんですけども、やはりこういった統合というようなことはですね、やっぱりしっかりと当事者の意見を聞いていくのが、これは大事ではないかというふうに私は思っております。

ただですね、それがいつまでもその意見を尊重する、意向を尊重するということは、これはやはり

ある時期考えなきゃならんというふうに思いますけども、18年から始めて2年と少しでございます。その前からも継続してございましたけども、10年ほど何というのですか、そのままの停止状態という状況でございましたんで、本格的に私どもきてから話をしだして2年少々でございます。それが短かったか、あるいは長かったかというようなことは別としましてですね、やはり住民の皆さん、あるいは保護者の皆さんですね、ゆっくりこう話をしてお互いの意思疎通をしっかりと図っていくのが、これがやはり、そういうふうな話し合いをしていかなならんのかなというふうに思っております。

したがって、私どもとしましてはですね、これまでの中で取り組んできた中で、反省もすべき点もございました。と申しますのは、私ども最初、この話を持って協和中学校の保護者のところへ行きましたのは、統合についていろんな問題が出てますけども、これまでもありましたが、どういうふうにお考えですかというようなご質問で入ったわけなんです。そのときにはですね、統合についてもいろんな意見をいただきました。それは一般質問でも述べさせていただきましたが、こんだけ子どもが減ってきたりしたら、やっぱり統合も必要やわなというようなお話も、実際に保護者の方からいただきましたし、学校というのはある程度の人数も必要やわなというようなお話もいただきました。

ただですね、そういった和やかにその日は話をして、私どもも進めておったんですけども、その後ちょっと一般質問の中でも触れさせていただきましたが、大紀町の教育長、あるいは町長の発言が中日新聞に載りまして、それで何や、あんな行政はもう日を決めておるやないか、統合ありきで話おるやないかというようなことで、反発をいただいたというようなこともございます。

またその後、日進小の保護者からも、その統合ありきの、行政が統合ありきの話で進めるんでは、我々はなかなか話に乗れない、一遍その21年3月はいくらかでも拙速やないかと、それを一旦取り下げてください、新たに一から、ゼロからですね、一遍話をきちっと整理しようやないかと、メリット、デメリットの部分についてもしっかりお互いの話し合いをしようやないかと、こういうようなお話もいただいております。

そういったこともございますし、ただその後ですね、19年の後半から20年の初めにかけて地域、あるいは保護者の皆さんと懇談する中で、かなりその考え方も変わってきているというふうに私は思っております。統合もやむを得んのやないか、将来はやむを得んのやないかというような話も出てきておりますし、区長さん方からの中にもですね、これはある程度のところでもう行政が判断せな、これは解決せんぞというようなお話もいただいております。

そうしたことで、私どもは今後ですね、ただその日にちを費やして話し合いをしていくというようなことは、これはさきほども町長が言われましたが、いつまでもやっているわけにはいかんと思えます。ある時期来ましたら、当然決断させていただかんならんし、保護者の皆さんにもご理解を得んな

らんだろうというふうに思っております。ただ、今もう少しですね、このまま話を継続させていただいて、お互いにご理解を得るように、もう少し進めさせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（中西 康雄君）

町長。

町長（尾上 武義君）

これまでの議論はですね、これ以上続けていても、その堂々巡りに等しいようなことになっていくだろうというふうに思います。次の段階へ向いて入っていけるためのですね、協議というふうなことにも大事なことやないかと思うんですね。

さきほど教育委員会ということでお話をさせていただいたんですが、その元はやはりその教育委員会がきちっと議論しながらですね、そして住民の皆さんにもお示しをするという、そういうパターンでなけりゃならんというふうに私は思っております、私のほうで先導しながらやるというような、大筋は言いますけども、細かいところまで先導してですね、ということにはこれならないということでございますので、その点ひとつご理解いただきたいと思います。

さきほど震災の責任等々のお話もあったわけなんですけど、その震災についてはですね、これは耐震補強もさせてもらっております。それなりの責任は果しておることであると思うんですが、私はその責任というのはですね、むしろ小さなところにおいてですね、もっと大勢おればもっと知り得たようなこと、あるいは感得できること、会得すること、いろんなことがいっぱいあるわけなんです。そういったようなものがないという、そのですね部分ですよ。いわゆる社会性を養うとか、いろんな部分があるわけですね。感受性はどうかとかいう、いろんなものをこう研ぎ澄まし、あるいは鍛えてという部分がですね、小さいなら小さいなりにしかならない、大きいなら大きいなるほどもっとこういろんな可能性が広まってくる。そういう部分を我々大人はつくっていかんやいかんやないかという、そういう責任があるということで、最前から申し上げておるようなことでもございます。

学力はどこにおっても同じように教育を受けるんですから、それはそれでできると思うんですけど、

そういった大勢のところでないとはできない。大勢でもそのわけもなく多いわけではないんですけど、少しでも多いところという、そういう中でですね、早くしていかなと、それが子どもらの損失になるんやないかという、そういうことで思っておりますもんで、これからですね、さきほど申し上げましたが、プログラムというようなものを設定しながらですね、次へ進めていくと、こういうことが大事やないかなと、こう思っております。

議長（中西 康雄君）

ほかにありませんか。

廣田議員。

14番（廣田 幸照君）

1つ質問をするわけですが、組合立を解消して町立の協和中学になった場合にですね、年間の経費はどれぐらいになるのかと、学校管理費、それから教育振興備品費等々いろいろあるかと思いますが、その辺をお聞かせいただきたいというのが1点です。

それから、この設置条例を提出されてからですね、今までの動きの流れをずっとお復習いしながら、非常に悩んでいるところであります。質問も含めておきますが、組合立が解消されますので、当然、現在協和中学に学んでいる生徒というのは、町立の中学校として存続もしていき、そのための予算措置もしていかなければいけないということは理解をしております。

ところが、さきほど2人の議員からも発言がありましたように、この耐震補強をした時点で、あるいはするという決まったところで、向こう10年間は大丈夫だなと、統合問題は大丈夫だなというふうな声だとかですね、それからつい最近もせっかく耐震補強をしていただいたんだから、いずれ統合しなくてはならないとしても、今しばらくは協和中学として存続させてほしいという声があります。

とどのつまりは、町のほうは無理矢理に統合するようなことはせんやろなというふうな念を押されました。その最後の念押しについては、教育長も町長もですね、答えはなさらんのように記憶をしております。さきほど町長のほうは、次のステップに進むための設置条例であるのでご理解をということでもありますけども、確かめましたら設置条例は開校する15日前に、県教委に申請しておけば認めら

れるそうでございます。

このままですね、条例を認めたときには、さきほど紹介した日進地区の方の意向というのが、尊重されるような結果になって、これで大丈夫なんだと、現実にさきほど少し大西議員のほうからも紹介ありましたように、この中でも言わば存続が認知されることになるというふうな認識を持たれている場合もあります。

そういう観点からですね、さきほど教育長が言われたその経過説明も、少し私の今までずっと着いて回ったいろいろな地区の人の意見を聞いたところのと、多少違いがあるわけですがけれども、今しばらく教育長、町長ですね、地区に対する努力を見ていってもいいんじゃないかと、予算措置もありますから、12月ぐらいには考えなきゃいかんのですけども、再議はないのかと、日進学区の住民を刺激することなくですね、その間、町教委の努力を見守りながら、統合の筋道をはっきり示されてから態度をはっきりしたいなど。

それから、先般の一般質問でも統合が実現しない場合はどうかと、町長も教育長も、当然私どもに責任があるということも申されました。22年の4月なんか、あるいは23年の4月なんかというふうな問い合わせもしましたけども、それについては明確には答えられないということでした。

また、議員のほうもですね、ここで賛否を問うてやった場合、もし賛成になった場合は、もう執行したと言われますけども、さきの大台町のようなことで、やはりそのままずっとこう存続していくようであれば、議員の責任も免れないと、こういうことで非常に悩んでいるわけです。私としては再議にはならないのかということ、そして町教委の努力を見守る時間が与えられないのか、どういうふうな努力をするんだと、こういうことをお聞かせいただきたい。

そしてまた、賛成討論も反対討論もされると思うんですけども、そのことも総合的に判断したうえで、採決に加わるかどうかは態度を表明いたしたいと思います。

議長（中西 康雄君）

教育長。

教育長（谷口 忠夫君）

廣田議員のご質問にお答えいたします。

確かにですね、設置条例ですか、県への届けは2週間ですね。2週間でよろしいで、例えば来年の3月の、その2週間前まででも、これは県への届出は間に合うことはこれは事実でございます。ただですね、今回解消のお認めをいただきました。解消ということはもうこれ現実でございます。そうなりますと、やはり子どもたち、あるいは協和中学校の保護者の皆さんですね、これはもしこの条例をお認めいただかんということになりますと、協和中学校はたとえ1日でも2日でも、一体どうなるんやというような不安感をですね、より大きな不安感を与えることになると思います。

そういったですね、特に子どもたちにそういった不安を与えるということは、これは私どもといたしましては、もう絶対避けなければならんことでございます。したがって、今回、この条例につきましてはですね、解消をした時点で、次の協和中学校についての措置はお認めいただきたいと、子どもたちの不安解消のためにですね、お認めをいただきたいというふうに思っております。

それから、今後の取り組みでございますが、さきほども申し上げましたが、とにかくですね保護者、あるいは地域の住民の皆さんにですね、解消はしました。解消したらということでこれまで取り組んでまいりましたが、解消いたしました。現実的にこだけ少子化が進んでおります。そして中学校教育はやっぱり、特にですね、さきほど町長からも言われましたが、社会性の育成、あるいは学力についてもそうですが、ある程度的人数の中で子どもたちを育てたいというふうに思っておりますので、その辺のところしっかり説明をさせていただきながら、ご理解を今しばらく進めさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

議長（中西 康雄君）

教育課長。

教育課長（上野 拓治君）

廣田議員さんの統合した場合の経費なんですけ

ども、詳しいちょっと資料持ってないんですけども、協和中学校の大体予算になってきますと、2,200万円から2,300万円、プラスその例えば雨漏りがひどいとか、そういうときには修繕費が必要と思

ますけども、2,200万円から300万円と、そのうち統合すれば当然管理費のほうが減ってくるわけなんですけども、子どもたちのその教育振興費、それとスクールバスの配置ということになってきますと、やっぱり1,100万円ぐらいは必要な経費と、ちょっと詳しい数字は持ってないんですけども、そのように考えております。

議長（中西 康雄君）

ほかにありませんか。

山本議員。

9番（山本 勝征君）

53号で解散に関する協議が議決されました。この問題ですね、と同時にその協和中学校のこの問題、大台町の教育の中で非常に大きな課題やったと私は考えております。合併と同時にこう進んだんですけども、その中で教育委員会、あるいは町長のいろいろな話がありまして、まず町長は統合が望ましいというようなことから、そして協和中学校自体が老朽化しているが改築はしないということをはっきり明言、いつかの議会でされております。

教育委員会は、21年3月組合立解消、統合ですか、柱に4方針を打ち出しました。これは今、大西議員や前田議員の中でも経過の中でもいろいろ教育長も出てきました。先般も大西議員が一般質問されておりましたけれども、教育長も町長も明確な、私の考えでは明確に統合についての話はされなかったように解釈をいたしました。地区懇談会、PTA、あるいは保育園の保護者や区長さんや、いろいろの方との話し合いをして、努力はしてると思うんですけども、そこです、私もその小規模校が駄目だとは思っていないんです。良い面も確かにありますし、しかし、協和中学校の老朽化した校舎、改修したとは言え、老朽化した校舎、それから町に3校の中学校をとというようなこと、これが良いのか悪いのか、そういうような点であるとかですね。

それから小規模校の中で、その集団生活をする、させる、そういうようないろんなことがあるんですけども、それらの中で一定規模の学校が必要なんじゃないかということ等からですね、統合はこれはもうやむを得んのではないかというふうに考えているわけなんです。それに沿って一般質問もした

こともあるんですけども、そこでその組合立の解散があつてですね、それが議決されたと、本来から言うたら私は教育委員会なり町なりはですね、廃止並びに統合についての議案が出されるのが普通じゃないかと思っていたんですけども、それができなかったということについては、町長、教育長の責任もかなり重いんじゃないかというふうに思っております。

そういうようなことからですね、そこで町長と教育長にもう一回何人かの人が聞いておるんですけども、もう一回聞きたいんですけども、近い将来に決断するというので、教育長はおっしゃいました。また町長も一緒のようなことを、この間の一般質問でそういうような旨なり、ちょっと表現は忘れたんですけども、短い時間内に決断するというようなことを言われておるんですけども、もう一回それを確認をしたいんですけども、どんな困難があろうとも近い将来、近い将来というのは長いスパンじゃないと思うんですけども、住民の方、地域の方に決断していただくかなければならないという表現なんですけども、地域の方に決断していただくについては、教育委員会の決断、町長の決断が必要なんですけども、どんな困難があろうとも決断するんか、せんのか、絶対しますという、どんな壁が塞がるんかとも決断する、その決意をですね、私はちょっと聞きたいと思うんですよ。教育長と町長から、その辺のとこどうでしょうか。

議長（中西 康雄君）

教育長。

教育長（谷口 忠夫君）

はい、ご質問にお答えをさせていただきますが、まず、どんなことがあっても絶対するんかと言われてますとですね、これはもう絶対とか、どんな困難というんでも、私想像がつきませんけども、こういった相手方がいて、そしてそこで話し合いのもとに物事を決めていく、私どもの教育委員会の方針はこれはもう統合していただきたいというのが、これはもう方針でございますし、その方針のとおり行動をさせていただきますが、どんな困難、絶対というその辺のところはですね、今の時点ではですね、それは私がこれまでもそうなんですけども、交渉相手があります。これから地域へ出るなり、あるいは保護者の皆さんの前へ出て話をさせていただきますが、さきほどもちょっと申し上げましたが、行

政とその話をするのに、なぜ行政が先へいるんな結論を出してくるんや、お互いの話し合いというのはそうやないやないかというような、こうこれまで意見もいただいてきました。

そういった反省もございますので、私はその時期とかそういうことにつきましてはですね、これからの話の中で決めていきたいというのですか、話し合いの中で進めていきたい、そういうふうに思っております。

ただですね、私の統合に対する思いは、一般質問でも述べさせていただきました。ああいう思いでございますので、統合の方向に向かって進むことはこれは間違いございません。ただ、それがどんな困難でも、あるいは絶対と言われますと、これはその責任は簡単ですけども、もしできなかつたら辞めますというようなことで、責任は取れるというんなら、それは簡単なことでございますけども、その辺のところはですね、今ちょっと答弁はちょっと差し控えさせていただきます。

ただ、私どもの思いはこれはやはり皆さんの言われておりますように、統合を前提としてですね、これはしっかり取り組んでまいりますし、もう、そういつまでも同じことを繰り返して話は、前進のない話はしておることはできないと思います。その辺のところはしっかり早期に統合に向けて取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、その辺のところでは答弁とさせていただきます。

議長（中西 康雄君）

町長。

町長（尾上 武義君）

私も教育委員会のほうもですね、決断はもうとうにしております。そういうことでもんで話も進め、やってきておるといことなんです。ただその2年少々のこの時間の中でですね、そこら辺がまだそういう熟度に達していないという、そういうことでこの議案になってきておると、こういうことでございます。

したがって、その延長線上で進めていかなあかんですが、皆さんもこのままズルズル行くんと違うかよ、また今までみたいにと、そしてまた旧大台のときの状況から見てですね、地元はもう抵抗さえしておつたら、町は言うことを聞いてくれるんかもわからんということの中でズルズルズルズル、

今回の耐震補強をして10年も大丈夫やないとか、条例のこれ存続やというふうなことで出てきたとかいうふうなことがあって、これでまたしばらくええのう、大丈夫10年ぐらいええぞよというふうなことになるんかもわかりませんが、そうやないんやと、もう一刻一刻、もうその失われていくいろんな子どもの利益というものがあるという、そこをですね、やっぱりわかってもらわなあかんと思うんですね。そういう努力をずっと続けてきて、早期にその住民の皆さんにもご理解をいただかんらんと、こういうような事態になってきているんだろうと思います。

そういうことで、この2年少々時間かけてやってきて、その手法はいろいろあったかもわかりませんが、1つのその前に行けるようなですね、形を示していかならないということで、責任を果していかなあかんかと、こういうふうに思っているところでございますので、その点よろしく願いたいと思います。

それから、今回廃止か統合かの議案も必要ではなかったかというふうなことでもございましたんですが、これはもう廃止か統合って、統合ということですよ。どっちにしても一緒のことですから、ただ、それを出せたら大変良かったのかもわかりませんが、そこへ熟度はまだ行っていないという段階でございますので、言わば次へ進めるためのつなぎのものであるというような意味合いもあるということで、ご理解をいただきたいというふうに思います。

議長（中西 康雄君）

ほかにありませんか。

堀江議員。

3番（堀江 洋子君）

今回の一般質問におきまして、他の同僚議員への答弁を聞いておきまして、さきほどからもそれぞれの議員からも、そして教育長からの答弁からも、教育委員会は統合という基本方針は、これまでと変わってもいないということで、早期に統合をすることを実現を目指して、地域住民の方と話し合いを進めていくという姿勢には変わりはありません。

それから、町長もその地域の皆さんには近い時期にご決断をいただかなければならないと考えてお

るということで、さきほどからもその時期について、いつなんやというような質問もありましたけれども、国の施策としてですね、学校の統合というか、学校統廃合の議論というの、また急浮上している状態です。骨太の方針 2008 年を見ても、教育観点からの学校の適正配置ということ盛り込んであります。これまではその評判が悪かったですね、効率ということから転じて、さきほども言いましたけれども、教育の観点というとらまえ方を、統合と言っていたものを、適正配置ということ押し出して、結局国もその学校統廃合の推進論をこれからもやっていくとは思いますが、中教審の専門部会もですね、文部科学省からこの 6 月に要請を受けて検討を開始しているわけですが、この中教審の報告というのが、2009 年の 6 月ごろにこの報告が予定をされて、その日程でいくと 2009 年度末ごろには、その通達がくるということで、それぞれ市町村でまた検討したり、計画したりという運びになってくと思うんですが、こういった国の流れとか情勢というものもあがりつつ、でもさきほどのずっと答弁を聞いてますと、もう国の計画や方針はさて置いておいて、我が大台町は学校のその協和中学校の統廃合については、自分とこの独自の計画を持って進めていく立場でいるのか、伺います。

議長（中西 康雄君）

町長。

町長（尾上 武義君）

こういったその国の通達、あるいは中教審の議論等々もあるんだろうとは思いますが、この流れというのはですね、我々頓着せずにやってきましたし、ずっと以前からもそうであったわけですし、その子どもたちの幸せを願いつつですね、早くやっていくことでなければならぬというようなことでもございます。その通達が来たら、それはそれでまた見せていただかんらんかと思いますが、そういう姿勢でございます。

議長（中西 康雄君）

ほかにありませんか。

廣田議員。

14 番（廣田 幸照君）

さきほど続けて質問をしようと思いましたが、少しタイミングがズレましたので、続けていきたいと思えます。

この地区の説明会からですね、町政懇談会、地区の説明会は8箇所でしたか、9箇所でしたか、町政懇談会もできるだけずっと着いて回って、この辺の論議を聞いておるわけですけども、ここのこの議場でですね説明される形と、それぞれの会場で行われるその言葉の歯切れの違いがあるんですね。

今、ここでやられていたような話をなされたらですね、かなり地区住民の方々もはっきりわかるんじゃないかと、さきほども少し申し上げましたけども、強引に進めることはないんやろなど、こういうふうなことを言われたときにですね、早い時期に統合をしたいというふうなことを、教育長の口からですね、町長の口からもきちっと言っていただくことも必要だったろうと思えますし、この議場においても私先般の質問で、第3質問も用意してあったんですけども、原稿を見たままでこちらのほうの顔を見ずにやれるような答弁の仕方では、町政のいろんな説明に行っても、これは地区の方の理解を得られないだろうなと思ひまして、私の意見だけ述べて終わって、議長からの叱責を受けたわけですけども。

とにかく夢を持ってやってもらわないと、本当に2006年の6月に私が申しましたような形で、中学生そこで学ぶ中学生にですね、非常にこの町の教育委員会、あるいは町が責任を果してないというような形をね、続いているわけです。そういうこと避けなければいけません。そしてまた町長の言うこれが次のステップになるんだからというのもわかりますけども、それで大丈夫なんかと、やれるのかと、町長自体もズルズルと行くというのを懸念して、教育委員会で歯止めをかけながらいきたいと言っておるわけですね。そういう懸念を持っているわけですね。

ですからですね、この辺を非常に私もその微妙なところでありましてね、本当に情熱を持ってこの中学校、大台町の中学校の教育をどう持っていかと、それから中学校に続く高等学校の教育ということもあるわけですけども、そういうことをですね、今一度お聞かせいただきたい。できれば時期をお聞かせいただきたいんですけども、統合の時期をお聞かせいただきたいんですが、それは無理だと

しましたらですね、そういう話もお聞かせをいただきたいと思います。

議長（中西 康雄君）

教育長。

教育長（谷口 忠夫君）

廣田議員のご質問にお答えいたします。

統合中学校のですね、どういった中学教育をするのやというようなことでは、一般質問のほうで私も私の思いを述べさせていただきました。今後はですね、この21年の3月統合が先送りされました。こういったことで今後ですね、話し合いの中では、やはり私どもの強い思いをこれ伝えていかんならんということやと思います。その中でですね、統合中学校はこういうふうにしたい。あるいは中学校教育はこういうふうにしたいということをですね、もうしっかりその集中的に保護者、あるいは地域で進めていきたい。

これまではですね、その今年に入ってはまたいろいろ様子も変わってきたんですけども、これまでは何で統合なんや、何で統合ありきで話に来るんやというようなことで、なかなかその話の中へ入っていけなかったというようなところもございました。しかし、今回の組合立の協和中学校解消、あるいは町立の協和中学校設立というような中でですね、この統合問題については議員おっしゃいますように、今後目指す中学校像というものをしっかりこれは述べていかんかんといいうふうに思っております。そういったことで、今後そうしたこともしっかり話し合いをさせていただきながら、理解を持っていきたいというふうに考えております。

議長（中西 康雄君）

町長。

町長（尾上 武義君）

先だってもですね、無理矢理その強引にしないでしょねというような質問が、確かにございました。あれは宮野の集会所であったわけなんです、そのとき即座には答えませんでしたんですが、私も終わりの、全般的なその町政懇談会ですね、終わりのご挨拶の中にもその近いうちにご決断をいただかなあかんという、今回の一般質問と同様の意味の話はですね、そのときもさせていただいたことでもございます。

そういうことで、こちら側の考え方も当然わかっていることではないかなというふうに思います。その無理矢理しないでしょねということには、ひょっとしたらというような部分も、町民の皆さん懸念をされている向きもあるんじゃないかなというふうに思っております。そういう状況でございますし、いろいろ踏まえながらですね、早くやっぴいかなあかんということでもございます。

一つひとつ議場で話すことと、そしてまた会場で話すことにトーンの違いは多少あるんかもわかりませんが、そういうような思いとしてはですね、ずっと伝わっていつているというようなことであろうというふうに思いますんで、その点をご理解を賜りたいと、そしてまたしっかりとその協議を進めていくような形でですね、プログラムも作りながらですね、前へ行くというような形に持っていきたいなところでございます。以上です。

議長（中西 康雄君）

ほかにありませんか。

小野議員。

5番（小野 恵司君）

すみません。いろんな質問がある中でダブル点があれば、了承願いたいと思います。ちょっと言葉が難しく理解できなかった部分もあるかも知れませんが、申し訳ないです。

さきほどから教育長と町長からのお話があるんですけども、そのいつごろということは言わなかつ

たんですけども、しかし、住民に説明を求めて、そのいつまでもその話は聞いておれやんわなという
ことは、おっしゃられたんです。と言うことは、そのラインがあるわけですよ。ここまでのライン
でもう駄目ならば、その統合に向けての動きをするって聞こえるんですけども、そういう聞こえ方で
いいのかなというのが、まず1点目と。

そういうラインがあるなら、どこら辺なのかということ、ちょっと明確に示していただきたいと
いうのが2点目です。

3点目が、もしそれをするのであれば、その無理矢理という言い方でいいのか、強制という言い方
でとっていいのか、ほかにちょっと出てこないんで、あれなんですけども、が、できることができる
のか、そういった無理矢理統合という言い方でいいんですかね、町の執行権においてそういうことが
できるのか、もしできるのであれば、なぜしなかったのかということになってくると思うです。その
話が前に戻りますけども、ある程度のことは聞くけども、そのラインを越えたらもういつまでも聞
いておれやんと言うんであればね、行政としては執行しますよということを使うということに取れる
です。ということは、なぜそれが今回これにできなかったのかということを示していただきたい。

あと、その次のステップについていうんですけども、これは尾上町長にもその決意としてお伺いした
いんですけども、このとりあえずのその条例みたいな、取ってつけたという言い方したら申し訳ない
んですけども、とりあえずせなあかんことやで上げましたと、しかしながら、あとにつながるような
もんでなければ、条例というもんはいかんと思うんです。そのさっきの下水道のときやないですけど、
そのさきをもっと見据えた条例でなければいけないと思うんで、このままでいいのか、もっと附則の附
帯とか、何かを付けなくてもいいのかということが、もう1点と。

あと、尾上町政としてもう1、2年半ぐらいたんですけども、あと残り1年半ぐらいですね、そ
の中で何としてもこの問題を解決していくという強い意思で臨むのか、その自分が町長の間は何とし
てもこれを問題を片づけるということがあるのかお伺いをしたい。それはさきほど町長が1日1日過
ぎると子どものその教育、未来の希望をというものがと言うんであれば、一刻も早くせなあかんとい
うことに聞こえるわけですよ。言う通りやと思うんですけども、それにおける責任というのは、
どれくらい強く思っているのか、お伺いしたいです。

議長（中西 康雄君）

町長。

町長（尾上 武義君）

この次へ進めるためのそのラインということですね、これはどうでしょう、別に数字になって現われてくるとかということには、なかなかないだろうと思います。そういう中で、以前から言っておりますように、もうこれやったらしゃあないのうというよなことにしかならないと思うんですよ。そういうようなときが1つのラインなんかなというふうに思います。

強引にですね、できるのかどうか、まずそれができるんやったら、なぜしなかったのかというふうなことでもございますが、今の中でですね、私提案したら議会ではおそらく、おそらくですよ認めてくれるんやないかなと思います。これだけの今までのところの議論を聞いておりますと、しかし、それができる状態にあるかどうかというその判断ですね。そこまでに熟度が行っていないということからですね、こういう状況にさせていただいておると、こういうことでもございますんで、その点ご理解いただきたいと思います。

また、条例にいわゆる附則、あるいは附帯的な事項を付けないのかと、こういうようなことでもございますが、そういう状況にはないということです。

また、私が町長在職中に片づけてしまうのかというようなことでもございますが、これはもう肅々と進めさせていただかねばならんと、こういうことでもございます。

議長（中西 康雄君）

教育長。

教育長（谷口 忠夫君）

今後の話し合いというようなことでもございますけども、これまではですね、さきほども少し申し上げましたですけども、2年少々こう話し合いをしてきた中でですね、なかなかこう核心に、いわゆる話がこれまでできませんでした。やっと今年の初めごろになりましてですね、そういった傾向、非常

にいい方向にも向いてきたなという思いも私自身持っております。

それで、そうした中でですね、その尺度というのですか、どこまでやという話はなかなかこれで理解を得られたというようなところはですね、残念ながらそんな尺度というのですか、それは全くないですね。それはもう話し合いの中で、ああこれで了解得られたわ、理解は得られたわというようなその尺度というようなものは、私どもも持っておりませんし、これはおそらくそういうことから行きますと、いつまで経っても同じことやというふうに思っております。

そういう中でですね、ある程度皆さん方、関係者の皆さん方の話の中で、まあここで結論を出すべきやぞという、いわゆる話し合いですね。その中でこれは決めていくことやと思います。100%了解を得るというようなことは、これはとても無理なことでございますので、ラインと言いましても、そのラインというのは1つのラインになるかもわかりませんが、当事者がですね話をして、ある程度納得をしたら、それも微妙なところでして、この基準がというようなところ、これはお示しすることはできません。そういうようなところで、話し合いを進めさせていただきたいというふうに思っております。

それから、強制と言われましたんですが、これはある時期ですね、もし例えば決断しましたらですね、反対の人の立場にとってはそれは強制になるかもわかりません。考え方の違いでございます。ある人にとっては賛成で、諸手挙げて賛成してくれる方も見えるかもわかりませんが、反対者には強制というようなことにもあるかもわかりません。その辺のところはこれはやっぱりお互いの考え方、思いやというふうに思いますので、その辺をご理解いただきたいと思います。

議長（中西 康雄君）

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

以上で、質疑がなしと認めます。

これで質疑を終わります。

議長（中西 康雄君）

審議の途中ですが、しばらく休憩します。

再開は午後 1 時といたします。

（午後 0 時 10 分）

議長（中西 康雄君）

定刻となりましたので、休憩前に引き続き審議を再開いたします。

（午後 1 時 00 分）

議長（中西 康雄君）

これより議案第 55 号「大台町立学校設置条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

次に、原案に賛成の発言を許可します。

直江議員。

6番（直江 修市君）

地方自治の本旨というのは、団体自治と住民自治というふうに言われております。協和中学の問題につきましては、組合立が解消されるということになってきております。その中で協和中学校区の皆さん方は、町としては組合解散を受けてですね、大台中学との統合を方針として地域とのお話し合いもされてきたようでございますが、結果的に組合解消後のですね、大台中学校との統合というのは、住民の皆さんの意思に添わないということになってきておるようでございます。これも私は立派なその地域の皆さん方の自治の精神に基づく1つの決定だというふうに思うんですね。これはこれで大いに尊重していかなければならぬと思うんです。

同時に、団体自治としての町としては、組合立解散を受けて、さきほども質疑の中で憲法26条についてのお話もございましたが、すべて国民は法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負うと、義務教育はこれを無償とするという、憲法の規定がございます。組合学校が解散と同時に、子どもたちがですね、教育を受ける機会均等を奪うとういうことは憲法上も許されないことであります。

そこで、町としましては学校教育法に基づきまして、今般ここにですね、協和中学校を大台町立中学校とするという改正案を出されてきました。この条例の提出根拠は学校教育法にございまして、市町村はその区域内にある学齢生徒を就学させるに必要な、ここでは小学校を設置しなければならないということで、第49条にこの38条を準用規定すると、中学校にもこれを当てはめるということでありまして、ここに設置根拠がございます。当然、こういう法的な手続きを踏んで、大台町としては子どもたちの教育を保障していくというふうなことに、行政上対応していくことは当然のことです。

統合問題につきましては、私は全く知識がございません。ただ、経験的に統合を言われるのはですね、財政問題が多かったんですね。そんな中で国もそれを促進する、県も促進するというのが流れできております。本当に小規模校の生徒が不幸な状態なんかということについての、全くその法律的、あるいは教育的観点からのきちとした科学的な理論というのは、私は打ち立てられてないのではないかとこのように思うんですね。

もちろん教育については、門外漢でございますので、この議会にも教育行政、学校教育に携わられた議員さんも見えまして、そういう方々は十分そういう教育ということに理解を持ちながら、るる町長に統合を促すですね、意見も述べておられますけども、私そういう知識ございません。

あくまでも私は地元地域皆さんの意向というものをですね、町は尊重していくと、協和中学校区におきましては、これは立地条件から私はその地域的に地形的にですね、閉塞したところにある地域と

いうふうに思いません。むしろ松阪に近くですね、その逆に宮川地域の大杉等のほうが、この文化的なものにも距離的に遠いところにあります。協中校区の皆さん方はそういう点でも立地条件的にはですね、文化に触れ合う機会も宮川の地域よからは恵まれておるといことで、人間形成にですね、さほど支障が生れる地域的ではないように思うんですね。

町長も言われましたように、小規模校だからと言って学力水準が適正規模の学校よりも劣っているというような、これも明確なもんがないということは、ご承知のようであります。そういうことから、統合は教育委員会の方針であり、町の基本方針にも謳われておりますけれども、私はそれをですね、強引にいろいろ論議されておったけれども、合併させるというのはね、統合させるというのは法的なものは何もないと思うんですね。

道路関係であれば土地収用法に基づき強制収用も可能ですけども、学校教育において私はそんな手法はですね、行政的にとれんと思うんですよ。あくまでも話し合いを重ねてですね、理解を得ていくということに尽きると思うんですね。いくら大人が、また当局がこれはいい政治だと思っても、それを私は押し付けることはできんと思うんですね。それが政治の私は姿勢だと、持たなければならぬ姿勢だと思います。

そういうことから、法的に定められた手続きに基づく設置条例の提案でありますので、賛成をいたします。

議長（中西 康雄君）

次に、原案に反対の発言を許します。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

堀江議員。

3番（堀江 洋子君）

議案第55号に賛成の立場から討論をいたします。

私は統廃合だから反対であると、そういった立場ではございません。学校問題、教育問題そういったその統廃合については、私は地域の方や子どもたち、そして保護者の方との十分な意思疎通が必要であると考えますし、住民合意のもとで進めるべきものであると考えているということ、それが基本なんですけれども、統廃合の検討にあたる原則としましても、その学校規模が小さくても、そして財政効率が悪かったとしてもですね、教育を受ける権利、これは憲法で保障されておりますように、必要な経費を支出して教育条件を整えて、その利点や可能性を最大限追求していくのが、私は国や自治体の役割だと考えております。

組合立が21年3月31日に解消するというので、さきほども条例が可決をされました。それを受けて今回の町立中学校のその設置条例ということでもありますけれども、当然の設置条例だと私も考えております。これで認めないと、さきほど教育長も言われましたけれども、子どもも保護者も大変4月1日からどうなるんだという不安が生じてくると思いますし、また憲法にもきちんと教育を受ける権利ということが謳われておりますので、本設置条例に賛成の立場から討論をいたします。

議長（中西 康雄君）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

以上で、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第55号を採決します。

（「議長」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

はい。

14 番（廣田 幸照君）

いろいろ考えましたが、私はこの表決には加われないので、退席したいと思います。

（14 番 廣田幸照議員 退席）

議長（中西 康雄君）

この採決は、挙手によって行います。

議案第 55 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（多数挙手）

議長（中西 康雄君）

挙手多数です。

したがって、議案第 55 号は、原案のとおり可決されました。

議案第 56 号の質疑～採決

議長（中西 康雄君）

日程第10 議案第56号「平成20年度大台町一般会計補正予算（第5号）」の質疑、討論、採決を行います。

議長（中西 康雄君）

暫時休憩します。

（午後 1時 12分）

（14番 廣田幸照議員 着席）

議長（中西 康雄君）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午後 1時 14分）

議長（中西 康雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

堀江議員。

3番（堀江 洋子君）

まず21ページです。農林水産業費ということで、宮川山荘の施設改修等事業補助金ということで、フォレストピアの温泉の配水管の改修工事ということでありますけれども、今議会の初日のときにですね、経営報告ということで質疑もしたわけなんですけど、私はそのカルシウム分とか鉄分とか、その除去する方向ばかりでなく、そういったものをもっとPRできる方法を考えていくべきではないかというふうに質問をいたしました。それも含めてその検討をしていくような旨の答弁があったわけですが、今回、それが予算化されているということはですね、そういった答弁はということやったんかなと、答弁はしたもののですね、予算化はされておるということで、検討はせず、そのままもう改修工事に向けていくということなのかという点を、まず1点お伺いをいたします。

2点目にですね、教育費ということで23ページです。今回、幼保小中育ちのリレー事業ということで、事業を実施されていくわけなんですけど、この中において小学校保育園中学校、それぞれが連携しているんなことをされていかれますけども、その中でもその1年生のお招き会ということでもありまして、夏休みに小学校1年生を保育園に招き、小学校の様子を聞いたり、プールで一緒に遊んだり食事をするというようなことも、もうプールは多分もう実施はされて、もう終わっていると思うんです。1年生のお招き会ももちろん済んでいることだと思いますけれども、ここで研究の概要でこの事業をするけれども、もうこれは済んでますというような事業はどれにあたるのかという点と。

この育ちのリレー事業はされるにあたっては、保育園で保育士の方、それから小学校中学校では現場の先生は、普通の保育や授業に加えて、こういった授業がまたプラスされてくるということですね、先生方にとってはその研修をしたりとか、授業も大変であったりとかということで、負担が増えてこないのかなという心配もありますので、その点はどうなのかという点をお伺いをいたします。

また、14ページですけれども、雑入のところが一番上にあります宮川福祉センター管理委託金とありますけれども、福祉センターの祉という字が間違っていると思いますので、その点についてもお伺いをいたします。

議長（中西 康雄君）

産業課長。

産業課長（寺添 幸男君）

堀江議員のご質問にお答えさせていただきます。21ページの山村振興推進費の宮川山荘施設改修等事業補助金427万4,000円の件でございますが、このうち2つの工事を考えております。1つは温泉配水の配管改修工事、約210万円と、温泉のこの前申し上げた、そのカルシウム分対策のための装置設置工事という形で、同じ額で210万円ほど見込んでおります。

この前申し上げましたとおり、カルシウム分全く除去ということは私も考えておりませんし、その点につきましては、この工事の中でなるべく機械に損傷を与えない程度に、そういうふうな泉質を保てる形でさせていただきますが、実は温泉成分が大きく変わったことによりまして、今までこの温泉成分はそのまま蘆川の下流へ流しておりました。これにつきましても違法となりますので、それも含めて今回420万円という形になります。大きく温泉成分が変わったということで、いろんなことが出てきておりますので、そういうふうな対策でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（中西 康雄君）

教育課長。

教育課長（上野 拓治君）

堀江議員さんの質問に、お答えいたします。

幼保小中育ちのリレー事業といひますと、ちょっとこれは県の委託事業でございますして、これ平成19年から20年、22年までの4年間で、毎年その7地域を指定しまして、それで4年間で実施するというような事業でございます。

その中で、今回、宮川中学校区がこの事業の委託を受けまして実施するわけなんですけども、済んでいる事業と言われました。確かにこのプールですね、夏休み小学校1年生を保育園に招き、小学校の様子を聞いたりプールと一緒に遊んだり食事を一緒にすると、これ確かにこれらは今までですね、大変この事業がなかっても小学校と保育所とそういう交流があったということで、その事業も含めて一応計画として上げさせていただきます。

また、その講演会につきましてもですね、一応小学校の予算があるということで、子育てに関する講演会は実施したと聞いております。

そのほかに、先生方に負担がかからないかというようなことでございますけども、実際にほとんどの事業がこの事業と別にお互いに交流をやっておるということで、さほど負担にはならないとは聞いております。

それで、この幼保小中育ちのリレー推進会議というのを設けるわけなんですけども、これは保護者、それから教職員、保育士等の構成でございます。その中で今後いろいろとお互いに連携を取りながら、子どものためにいろいろ連携を取りながら進めていく事業でございます。以上でございます。

議長（中西 康雄君）

総務課長。

総務課長兼財政調整課長（高西 立八君）

14 ページの説明欄の宮川福祉センター管理委託金、精算金でございますけども、ご指摘のとおり宮川福祉の社が間違っております。この間違いでございますけども、以前から町が村になっていたりということで、多数ご指摘をいただき、確か私今後は十分注意するというふうに答えた記憶がございます。またしても間違いございました。またさらに注意したいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（中西 康雄君）

ほかにありませんか。

堀江議員。

3番（堀江 洋子君）

21ページの宮川山荘の温泉の成分の件ですけれども、機械になるべく損傷を与えないように、でもその泉質は保ちつつ、改修をしていくというような答弁やったと思うんですけれども、それはそれでいいんですけども、問題はですね、その違法で下流に藪川に流していたという答弁に大変驚いてしまったわけなんですけれども、その違法に流すことによって、どういう悪影響を及ぼしてきたのかということと。

それがいつからというか、ずっと流していたわけですからずっとですけれども、気がついたというのか、違法の状況がわかったのはいつなんでしょう。それで違法やと言うて、ああそうですかと言うておるわけにもいかないと思いますので、その点を再度詳しく説明をしていただきたいと思います。

議長（中西 康雄君）

産業課長。

産業課長（寺添 幸男君）

堀江議員のご質問にお答えさせていただきます。平成9年にオープンしたときの泉質では問題なかったんです。それで非常に変化があったということで、いろいろ調査を始めたのが今年度当初ぐらいから始めまして、保健所といろいろ相談していく中で、今年の夏ぐらいに8月ぐらいですけど、あまりにもその成分が多いということで違法だということが判断がございました。それで今回の補正という形になりました。

それによって、どれぐらいの影響があるかということは、申し訳ございません、調べておりませんが、生態系に極端なものは明言できませんが、ないですし、いわゆる流しているところが農業用水その他等には直接影響ないところがございますので、かなりの水量の中で一部温泉水を排水しておるといことで、影響は非常に少ないだろうというふうに思っております。

今回、この補正をさせていただくことで、下水道のほうにつながさせていただきますので、今回の事業でその点については解決をさせていただきたいということをお願いしたいと思います。以上です。

議長（中西 康雄君）

ほかにありませんか。

大西議員。

10番（大西 慶治君）

10番 大西でございます。まず23ページの消防費の中の防火水槽撤去工事ということで144万9,000円が見られております。これ私以前に新田のほうの水槽撤去のときにもお伺いしたんですけれども、とることによっての次の防火対策は大丈夫なんかということ、まず1点お伺いします。

それから2点目に、これは16ページの総務費の中で全国水の里連絡協議会会費1万円というのが出ておりますけれども、松阪の市会で大分何かやかましい議論があったみたいですけど、これは地方分権改革推進委員会の資料を引きますと、水源の里イコール限界集落ということが添えてありまして、これにこの会に加入したことによっての会費であろうかと思っておりますけれども、町としてはこの水源の里ということで、今後この会に入ってどういうふうな事業をしていくのか、今のところ単に入っただけなのか。この前の小野議員の質問の中であったと思っておりますけれども、上流は下流を思い、下流は上流に感謝する理念ということで、これは京都のどっかの市長さんの提案でなされたもんだと思うんですけれども、水の里連絡協議会会員になったことで、この括弧書きで限界集落と書いてありますけど、このことについて大台町として具体的に何らか動いていくようなことを考えているのか、2点お伺いします。

議長（中西 康雄君）

総務課長。

総務課長兼財政調整課長（高西 立八君）

失礼します。23 ページの防火水槽の件でございます。今回、予定しております字につきましては、上三瀬と弥起井でございます。この防火水槽とったあとの防火対策というご質問でございますけれども、近年、防火水槽もございまして消火栓、水道によりまして消火栓のほうが普及しております。

ということで、消火栓で対応できるということ。また撤去の場合は各字区長さん、及び消防団の関係の方にその辺の意見を聞きながら、準備をしているところでございます。また消防庁が出しております基準がございます。どんだけの人口でどんだけ面積があったら、どれぐらいかという基準でございますけれども、それによりまして、今回予定しております上三瀬、また弥起井については一応基準を上回っておるということでございますので、よろしく願いいたします。

議長（中西 康雄君）

企画課長。

企画課長（東 久生君）

16 ページ、水源の里連絡協議会の会費の件でございますが、水源の里連絡協議会につきましては、大きな事業ということで、こういった上流は下流を思い、下流は上流に感謝すると、そういった理念のもとですね、この当大台町にとりましても宮川の上流域ということで水源の里であると、こういった過疎地域、特によく言われる限界集落の、こういったいろいろな抱えている問題をですね、全国展開することによって、日本国民の皆さんに状況を知っていただいて、上流と下流の協力関係を結びたいという趣旨での1つの運動がございます。

もう1点は、過疎計画がもうじき切れるというような中で、当然過疎計画の対象地域は水源の里の地域というようなことで、過疎計画の中にそういった地域の思いを入れていただくということでの運動も展開しております。そういった当大台町がその水源の里の趣旨に合致しておるといふようなこともあって、他所でやられておるやつの利益を得るだけではないですね、一緒に入ってそういった呼びかけなり、対策を力を合わせてやっていきたいというようなことで、入らせていただくと、当

然、全国のそういった水源の里地域の皆さんのお知恵もともにお借りして、やっぱり何とか大台町地域のその水源の里に近い地域の皆さんの、活性につなげたいというようなことを思っておりまして、今のところ入ってどうのこうのというよりも、そういったことで諸施策、あるいは情報収集、そういったところということで、今の段階では具体的にどうというものは今のところございませんが、それを1つの種としてやっていきたいというようなことでございます。

議長（中西 康雄君）

ほかにありませんか。

濱井議員。

14番（濱井 初男君）

ただいま大西議員から質問にありました、この16ページの全国水源の里連絡協議会会費につきましてお尋ねいたします。

去る6月15日に、この協議会の発起人の代表的な1人であります綾部市長、四方市長の講演がございました。これに私参加いたしまして、小野議員が言われましたようなことを言われました。それに則ってこの協議会が立ち上げられておるということでございます。現在の全国の加盟市町村数、もしおわかりでしたら教えていただきたいと思えます。

それから、さきほど過疎地域自立支援法が平成21年度で期限切れになるということで、今、政府等でも検討しておるわけでございますが、各都道府県の動き、例えば三重県ですと、研究会というものがあつたと思えます。三重県過疎地域研究会ですか、というのがございましたし、それから地域団体の6団体ですな、これの動き、それから政府各党の動きいろいろあると思えますけれども、そこら辺、特に三重県等との連携はどのようにやっていくのか、情報ございましたら教えていただきたいと思えます。

それからもう1点、綾部市では条例を作成して、その中で基金等も積み立て、地域活性に役立てていくというようなものがございます。こういったことも将来的に考えられるのか、というようなこともあわせてお伺いしたいと思えます。

議長（中西 康雄君）

企画課長。

企画課長（東 久生君）

ご質問がございました加盟市町村数でございますが、6月26日現在で160市町村が加盟しているということでございます。

それから、その過疎法の廃止に伴いますそういった研究なり、対応等についての関連でございますが、県下の過疎市町で過疎研究会等がございます、会長には大紀町長、副会長には当町の尾上町長が参加させていただいておりますが、そこでの研究成果ということで県、あるいは国のそういった機関のほうに要望というのですか、提言というのですか、そういうものを上げているというようなことでございます。

綾部市につきましては、私も綾部市の条例等につきましてはかなり集めておりまして、かなり地域振興するための手厚い施策が条例化されております。補助金等もあるんですが、あくまでもこれは各地域、集落が自主的に地域おこしをした場合にですね、行政としては側面的に支援をさせていただけるような条例でございます、行政側が率先してそういった補助をつくって引っ張っていくというよりもですね、そういった地域でやる気のある地域にご支援をさせていただくというようなことございまして、当然、国・県の流れもそういう方向でございますし、当町におきましてもそういった地域でですね、やる気のある地域につきましては、当然そういった施策も今後作りながらですね、ご支援をさせていただかなければならないと思っておりますけども、まずは地域の皆さんがそういった気運になっていただくというようなことでは、そういった気運づくりをさせていただきたいなというふうに考えているところでございます。

議長（中西 康雄君）

ほかにありませんか。

山本議員。

9番(山本 勝征君)

23ページ、教育費の中で教育振興費ですか、需用費、食料費で5,000円組まれております。関連して質問します。先般から政府の出した事故米ですね、これが食への安全・安心が損なわれて、いろいろ大変な問題になっております。また、最近では中国の製品のメラミンが混入したものがあるということで、その幼稚園小学校等に関する給食ですね、それとあるいは病院、福祉関係の給食等への影響はないんかどうか、食に関連してお聞きしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ声あり)

議長(中西 康雄君)

堀江議員。

3番(堀江 洋子君)

食料費は全然関係、給食とは関係ないと思いますんで。

9番(山本 勝征君)

はい、関係あるんかないんか、教えてください。

議長（中西 康雄君）

直接関係ある内容だけにしていただきたいと、大きく関連で質問内容を遠くならないようお願いしたいと思います。

9番（山本 勝征君）

撤回ということやな、撤回せえということやな。

議長（中西 康雄君）

そうですね。

ちょっと待ってください。教育課長がそれについて少し答弁するということです。

議長（中西 康雄君）

教育課長。

教育課長（上野 拓治君）

5,000 円のはちょっと育ちの小中の事業の中の食料費ということで 5,000 円というのはそういうことになっております。

議長（中西 康雄君）

山本君、学校給食費の中でしたら、いいんですよ。23 ページやなしに。今回の中にはありませんの

やわ、そのあれは。ありませんのや、そやもんで質疑の内容については、大きくこの中に示された内容に関係の深いものに絞っていただいて、していただくようお願い申し上げたいと思います。

ほかにありませんか。

直江議員。

6 番（直江 修市君）

13 ページ、県営事業負担金返還金ということで、雑入の中に上がってきております。長いこと議員をさせていただいておりますが、こういう県営事業の負担金の返還金がですね、予算に上がってきたのは初めての体験だというふうに思うんです。記憶をたどっていきましても、これやはり何か重大な問題があつてのことだというふうに思うんですけれども、そこで担当課のほうに聞きましたら、県営事業には道路関係やら、これ建設ですね。それから産業、ふるさと農道なんかもその中にあるんですけども、それらの事業の測量設計の事業発注ですね。これの入札の際に談合があつたということが判明したということでありまして、県は公正取引委員会の排除勧告を受けて業者にですね、返還金の損害賠償を求めたということから、結果ですね、業者は2ヶ年にわたって、これ談合を認めてですね、業者2ヶ年にわたってその県が本来競争入札であれば県の税金を使わなくても良かったらうという部分を弾き出して、各市町の自治体から取っておつた負担金の分についても返還するというので、大台町につきましては建設関係が76万3,215円、20年ですね。それで産業のほうで187万2,000円某ということでのトータルが、ここに上がってきておるんですけれども、県営事業での測量会社の談合ですが、この談合を行った業者がですね、町の測量設計を委託したケースはないかですね、発注したケースはないか、その点を伺いたいというふうに思います。

20年度の予算計上が今ございました。単年度に業者はですね、これ全県的に、今のそのないかどうか聞いて、その全県的にどれだけの損害賠償を県は業者にさせるんか、総額ですね、それだけひとつ説明を受けて、それから21年度も返還金があるということでもあります。これらの積算については当然県のほうでやってきておるんですが、当局としては納得のできるですね、町の負担金に対する返還の計算式になっておるかどうかが、その点につきまして3点ですが、伺いたいと思うんです。

それから15ページ、施設整備事業債ですね、これは説明のありましように三瀬谷地区統合保育所の起債、過疎債を充当しようということでございましたが、県との協議の中でこの事業債が出てきたという説明でございました。これは上程説明にもありましたように、保育所の国庫負担金が措置費の部

分ですけれども、一般財源化されたときに、この施設整備事業債というのが用意されておったということのようなんですが、町として保育所建設の際に当然どういう起債が対象になるかということは、るる調べられたと思うんですね。

これ当然、県へも問い合わせされたと思うんですけども、過疎債務よりも有利な 100%元利補給の起債をですね、この保育所建設段階からなぜ財源に見込めなかったんか、これを大きな私は財政措置上ですね、問題だと思うんですね。幸いこの年度内にこういう 100%元利補給の起債が県から紹介されて受けられるようになりましたけれども、これを見過ごしたまま推移しておったということになったら、大変な私は問題だと思うんですね。なったと思うんですね。

そこで、どうしてこういう事態になったのかですね、財政担当も置きながらの対応としてはちょっとチェック必要だというふうに思いますので、その点での説明を求めたいと思います。

それから 16 ページ、さきほども全国水源の里連絡協議会の会費計上で質疑がございました。協議会会則を見せてもらいますと、事業ということで第 2 条に 4 項目のメニューが出ております。私はこの事業の中で水源の里活性化のための政策提起というものが出ておりますけれども、全国水源の里というのは、さきほどもありましたように限界集落、限界集落あるということは過疎地域ということで、過疎法の失効にも触れられましたが、ここに具体的に上がってきておりませんので、これはどういうことなのかなというふうに思って聞こうと思ってましたならば、企画課長のほうからですね、過疎についても検討していくようなことも説明としてありましたが、私はやはり過疎法が失効せずに財源措置、いわゆる特別措置法としてですね、存続していくことが求められると思うんですけども、そこらのアクションというのはこの水源の里連絡協議会でも考えておられるんか、過疎法は過疎法で、さきほど濱井議員さんからも協議会とか研究会があるやないかと、あるということから、そういうところからの発信が主になるんかと、主になってくるんかどうかというところの説明を受けたいと思います。

それから 8 条に、会計年度は毎年 12 月の 1 日に始まり、翌年 11 月 30 日に終わるものとするということなんですけれども、自治体の会計年度は 4 月の 1 日から 3 月 31 日ということなんで、これは第三セクターの道の駅の会計年度でも私、自治体の会計年度に合わせるようという意見述べたことありましたが、そのままですが、この自治体が構成するこういう会において、こういう会計年度というのはどういうことなのかですね、その点説明願いたいと思います。

それから 17 ページに、賦課徴収費で委託料が上がっております。住民税電算委託料と、その下に使用料、これは 08 年の 10 月から 3 月分までの使用料の計上ということでありまして。委託料のほうは初期費用ということで 1 回しか要らない経費、あと下の使用料で毎年、これが半年分やでこの倍 63 万円ぐらいですね、毎年要ってくるということになるわけなんで、この内容を聞きますと、来年 10 月から

65歳以上の年金受給者から地方税をですね、天引き徴収するということから、その社会保険庁との何かやり取りをですね、この電算でやるということなんですけども、私はこれは地方税法の第2条で、地方団体はこの法律の定めるところによって、地方税を賦課徴収することができるというような規定がございますが、この天引きにつきましても地方税の改正ですね、改正でもって自治体にこういう事務手続きに必要な委託料等々計上させてくるわけなんですけども、これに対する国庫の支出金が当該補正予算には出てきておりません。これについての説明を求めたいと思います。

私は当然、国の法律に基づいて自治体が処理していくための経費については、財政措置が必要だというふうに思いますので、その説明を受けたいというふうに思います。

それから17ページに、住生活総合調査委員ということで上がっております。これも資料いただきますと、平成20年住生活総合調査実施要綱というものがあまして、調査の目的は住生活基本法の制定を踏まえた住生活の安定向上にかかる総合的な施策を推進するうえで必要な云々という目的になっております。住生活基本法というのはちょっと私知らないんですけども、あるわけなんで、この法律そのものの制定経緯とですね、法の目的を説明いただいて、その目的に則した調査をしようということなんだろうと思いますけれども、大台地域ではどの地域が対象で調査がされるんか。聞きますと、結構そのプライバシーにちょっとかかわってくるような調査項目もあるんですけども、これは問題ないんですかということです。いわゆる調査項目ですね、そこらに問題はないか。

例えばですね、住宅の相続に関する事項とか、要介護認定に関する事項とか、世帯の住居費、資産に関する事項とかの中で住宅ローンの残高とかですね、住宅ローンの返済期間の残期間とか、結構これプライバシーにかかわってくるような調査項目のように私は見るんですけども、問題ないんかですね、その点についての説明を願いたいと思います。

それから19ページ、診療所対策費で負補交2万4,000円が当初予算4万8,000円に増額補正ということで上がってきておりますが、これは不足ということでの増額補正なんだというふうに思うんですけども、こういう支部会費なんというのは、毎年毎年決まっておると思うんですね。それ当然、当初に上げるわけなんで、年度途中にこの増額というのは支部会費の請求というのはどういうことなんか、これは当然松阪支部全体に及ぼす影響なんで、各自治体もこれ増額補正を余儀なくされるんか、その点を伺いたいというふうに思います。

それから19ページ、火葬場の管理費で委託料として36万8,000円上がっております。これも当初予算に同額が上がっておるんですね。当初予算に同額が上がっておって、補正で増額補正ということなんですけども、これとても増額理由ですね、説明を受けたいというふうに思います。

22ページ、6款商工費、工事請負費、民芸館の屋根改修工事、これは社会資本の云々ということで

質問しましたけども、必要な補修はしてですね、建物の利用期間を長引かせていくということは、私は大事だと思うんですけども、ただですね、この民芸館という施設なんですけど、担当課に聞きますと、もうここ民芸館の中にある民芸品は半分ぐらいもう引っ越してしもうておると言うのですね。それでこれから直そうとする民芸館には、大きな民芸品ぐらいなんでということであります。建物の補修はそれは必要かもわかりませんが、民芸館としての施設としてのですね、目的を私はそんな民芸品がもう5割もないような状態で、民芸館と呼称することはどうかというふうに思うんです。

それから例規集の5,731に、その使用料として民芸館の閲覧、民芸館への入場について200円ですね、使用料の規定ございますけれども、今も申しましたように、その民芸品の5割もですね、引っ越ししてしもうておるような状態の中で、その200円の使用料徴収するということは、これも私はちょっと疑問に感じるんですね。ですから、ここのとこ総合的にやっぱり整理せんと、町のこの民芸品に対する姿勢としてはちょっと問われると思うんですわ。そこでお聞きをいたしたいと思います。

22ページに、橋梁新設改良費ということで工事請負費が出ておまして、滝水橋の耐震補強工事が、当初3,000万円ぐらいであったのが、2,150万円減額ですね、850万円ぐらいしか耐震補強工事で要らなかったということなんでございますが、3,000万円も計上しておいてですね、850万円で済んだということについては、これは経常時の予算の上げるときですか、これ橋梁についての耐震点検はしておると思うんですわ。したうえでこの15m以上の橋の補強をやっていこうということでの予算なんですけれども、そういうふうに点検しておるときに、その要する経費の算出というのは、もうちょっと正確にできんものかですね、この補正予算見て思いましたんで、説明を受けたいと思います。以上。

議長（中西 康雄君）

総務課長。

総務課長兼財政調整課長（高西 立八君）

失礼します。13ページの歳出の27番の県営事業負担金返還金263万5,000円でございます。さきほど議員のご指摘のとおり談合によります返還金の件でございます。

この談合をしておりました会社に町が委託したケースはないのかということでございますけども、

これはございます。県下 33 社でございますので、この業種ほとんどがこの談合にかかわっていたということでございます。

それで、また総額でございますけども、これは全総額ということでございますので、三重県が起しております金額でございますけども、10 億 3,692 万 8,890 円でございます。これは農林商工部、県土整備部も合わせた金額でございます。損害賠償金と延滞損害金を足したものでございます。10 億円でございます。

また、21 年度以降、来年以降あるかということでございますけども、今度のこの返還金の返納につきましては、10 年間の分割も OK ということでございます。10 年間かかって払うていただく会社もございますので、それいつ入ってくるかわかりませんのやけども、最長で 27 年間でございます。当町がいただく分でございますけども、これにつきましては、トータルで 48 万 3,000 円ぐらいでございます。入ってくる年度につきましては、返還された年によることとなりますので、ちょっと返答ができません。

続きまして、15 ページの施設整備事業債でございます。これも議員ご指摘のとおり大変申し訳ございません。誠にはずかしいことでございますけども、各起債のヒアリングがございます。当初合併特例債で考えておりました、一応このヒアリングの際にこの施設整備事業債があるということで、これは議員ご指摘のとおり、三位一体改革によりまして保育所の補助金がなくなったと、その代わりになるものということで、そのときに教えていただきました。大変申し訳ございません。この施設整備のほうは交付税措置 100% でありますので、確かに交付税があるということで、今回組み替えさせていただきました。

また、備品についてもこの施設整備事業債については、一部認めていただけると、合併当初の補助金に対応する分については、起債も見てあげましょうということですので、一部備品についてもこちらのほうで組み替えをさせていただきましたので、よろしく願いをいたします。

議長（中西 康雄君）

企画課長。

企画課長（東 久生君）

16 ページの全国水源の里連絡協議会に絡みますご質疑でございますが、過疎法との絡みということであったというふうに思います。この設立総会の際のアピールを読まさせていただきますと、このようなことが書いてございます。「国は過疎地域自立促進特別措置法の見直しのため、試行として水源の里の活性化に取り組む市町村に対し、モデル事業を実施することや、そのための財源措置として水源の里再生交付金制度の創設をすることも求める」というようことで、さきほど言いました綾町もそういった形でのいろいろな取り組みをしております。

そういった経験の中で、さらなる必要な制度を国のほうへ要望していくというふうなことで、私どもは理解をしております。

それから、会計年度が12月1日からということでは少し変則ではないかという、ご質問でございますが、実はこの協議会、発足総会をしましたのが、11月の30日ということでは、多分推測ではございますが、12月1日からスタートというようなことであるということではございまして、私どもまだ入っておりませんので、そのことについてとやかく言う立場ではございませんので、それはそれでまた必要であれば、その会へ入ってからですね、また聞くなり質すなり、また考えればいいのかというふうには思っております。

それから、17 ページの住生活総合調査の基本の法律でございます。住生活基本法でございますが、これも少しちょっと読まさせていただきますと、平成18年6月4日に法律第61条ということで制定を国のほうがいたしまして、「この法律は、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策について基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体並びに住宅関連事業者の責務を明らかにするとともに、基本理念の実現を図るための基本的施策、住生活基本計画その他の基本となる事項を定めることより、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民生活の安定向上と社会福祉の増進を図るとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」というようなことで、国民の住環境の整備のための計画づくりをするということ、その諸指標にするために、この調査をするというふうなことでございます。

それから対象地域につきましては、実はまだ説明会が行われておりませんので、この調査区域につきましても抽出ということになっておりますので、その抽出いかんで対象地域が決まってくるということではございますので、現在わかっておらないというのが、事実でございます。

それから、調査内容がかなりこうプライバシーにかかわるものではないかという質問でございますが、一般に統計につきましては、統計法に基づいて許可を取りましたら、それは法的には問題はないのかなというふうに思っております。この住生活の総合調査につきましては、総務省の承認を受けて

やるというようなことをごさいますて、そこら辺は法の手続きに基づいてやりますんで、問題ないというように思っておりますが、あくまでもこれは国の調査でございますので、それ以上のことはちょっと私どもわからないんですが、法的な手続きを取れば、そういった個人の細かいところもですね、聞くところは可能だということでございます。以上でございます。

議長（中西 康雄君）

ほかに、総務課長。

総務課長兼財政調整課長（高西 立八君）

17 ページの住民税の電算委託料、また電算システム使用料でございます。これにつきまして国・県の支出金などの財政措置はというご質疑だと思います。この分につきましては国・県の補助金、負担金等はありません。ただし、この分につきましては地方交付税、20 年度の交付税で措置をしているということでございます。措置についてでございますけども、措置額でございますけども、ちょっと読まさせていただきます。

地方税電子申告システム構築委託料といたしまして 173 万 7,000 円、また個人住民税公的年金特別徴収システム開発委託料ということで 376 万 1,000 円、この金額が 20 年度の交付税として交付税措置をされております。財政当局といたしましては、この交付税で見ているというのが一番痛いところでありまして、以前のような補助金であると助かりますけども、今はすべてこういう交付税で措置しているというようなことでございますので、よろしく願いいたします。

議長（中西 康雄君）

住民課長。

住民課長（尾田 秀樹君）

19 ページの歯科医師会松阪支部への会費の 2 万 4,000 円の追加ということでございますけども、当初、歯科医師会のほうからは 7 万 2,000 円ということで要望があり、町村会のほうでもその要望が了解されておりました。ところが当初予算を計上するにあたりまして、前年度 19 年度が 4 万 8,000 円でございます、そのまま職員の思い過ごしにより 4 万 8,000 円を計上し、今回の要求分の 2 万 4,000 円が不足したということになっております。

この 2 万 4,000 円につきましては、平成 16 年度までは 1 会員 7 万 2,000 円の会費ということで推移をしていたわけですが、医師会のほうの協議の中で古い会員さんについては、幾分減額してはというような中で、平成 17 年度から 19 年度まで 7 万 2,000 円と 4 万 8,000 円の二本立ての会費であったということで、宮川歯科医師会については 20 数年来の会員ということになりますので、4 万 8,000 円に減額されていたということでございますが、今回 20 年度からは歯科会館等の利用、そしてまた医師会の運営等においても、もう差異がないのではないかとということで、会員の中の委員さんの中で 20 年度よりは一律に元に戻して 7 万 2,000 円の会費ということで統一がなされたということでございまして、私どもの当初予算における計上ミスということで、ご理解をいただきたいと思っております。

委託料の火葬場の保守点検委託料 36 万 8,000 円、平成 20 年度当初において 36 万 8,000 円の計上をさせていただいております。これにつきましては、平成 19 年度におきまして、当初予算で予算の承認をいただき、事業を完了したわけでございますけれども、本来、事業を完了をもって出納閉鎖内に委託料の支払いというのが、当然ということでございます。

ただ、今回につきまして言えば、誠に申し訳ございませんが、事務のその執行の見直しですか、確認がちょっと怠っていたということで、また業者からにおける請求につきまして、出納閉鎖後の 6 月 16 日に請求がきたというような中で、支払いが滞ってしまったということでございまして、誠に申し訳ございませんが、19 年度分の支払いを 20 年度で計上させていただいたということでございます。

支払いにつきましては、請求書をもって支払いということをしてございますので、その請求が 6 月 16 日であったということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（中西 康雄君）

産業課長。

産業課長（寺添 幸男君）

22 ページの商工費の民芸館の屋根改修工事の件でございます。150 万円計上させていただいております。実は2 年ほど前にも一部改修をさせていただきましたが、その後、また少し雨漏りを始めたということで、今回、全部屋根を改修させていただくということで、計上させていただいております。建物自身は50 年代初めの建物で築30 年以上経っておりますが、耐用年数まだございますので、民芸館をこういう形で処理させていただいて、今後も利用させていただきたいと思っております。

ご指摘のように民芸館としての機能を果しているかということになりますと、旧宮川村当時から民芸館の移転について議論がございまして、一部重要なものについてはもう搬出をされておまして、ほぼ半分ぐらいしか残っておりません。利活用につきましても19 年度でキャンプ村1,400 弱の方のご利用がございしますが、民芸館については利用がございませんので、徴収条例がありながらですね、収入がないという状況でございます。

この点につきましては、民芸館の今残っている部分の移転を考えながらですね、再度考えてたいと思っております。民芸館の今利用につきましては、キャンプ場と同一敷地内でございますので、現在、指定管理を受けていただいております大杉谷地域おこしの会のほうで、指定管理していただいておりますが、その団体のほうの要望で、雨天等のときのいわゆる遊び場と言いますか、そういうところで1 階部分を利用させていただいておると、屋根を直さないと下まで雨がもってくるという要望の中で、対応させていただいております。

それから、条例につきましても合併当時から一切手を加えておりませんので、今議論されております、いわゆる公共施設の有効活用という部分の議論の中でも、民芸館の件も議論当然されておりますので、そこら辺のことも視野に入れながら、この辺は総合的に整理させていただきたいと、産業課としては思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（中西 康雄君）

建設課長。

建設課長（磯田 諄二君）

22 ページの滝水橋がかなり減額になっていると、当初 3,000 万円以上の予算がありまして、その後、約 890 万円ぐらいになったということで、この差はどうかということになるかと思います。議員、これはもう調査点検は済んでいるはずと言われたんですが、昨年の秋の段階ではまだ成果として報告されておりませんでした。ということですので、この橋の改良補強工事にかかる最大の予算を見積をさせていただいておりました。

そのあと調査点検をやったあとにですね、この橋の架設当時の耐震システムがそのまま利用することができるとことが判明いたしまして、ということと、それから入札差金ですね。これ等も入札差金かなりありまして、かなり大きな減額とさせていただきました。以上です。

議長（中西 康雄君）

直江議員。

6 番（直江 修市君）

1 点だけ、この住生活の調査の項目ですけども、法的に問題ないというお答えでございました。世帯の住居費、資産に関する事項の中でですね、さっき言うた住宅ローンの残高とか、それから世帯の貯蓄残高の総額とかというようなこともですね、調査項目に入っておるんですね。借地料入っておるんです。この住宅の世帯の住居資産に関する事項の中には。

法的に問題ないというご答弁でございましたが、国のする調査なんで問題ないだろうということなんですけども、こういう調査の対象になってですね、調査を受ける段になって、こんなこと聞かれていますね、これ答えられますか。世帯の貯蓄残高とか、ローンの残高とかですね。どうしてこういうことに答えんならんのかということになると思うんですよ。

ということでありますんで、このほかにもありますけども、特に僕はここのところ取り上げて言うておるのやけども、これはノーコメントでも、調査対象になってですね、この調査員がおそらくアン

ケート用紙持って書き込みにくんだと思うんですけども、ノーコメントと言えば、それはそれで通るといふことでよろしいんですか。ほかの項目でも全部そうですわね。そこまで答える必要ないとかですね、いふことこれ多々あるんですね。暮らしにかかわった調査ですもんで、そのところの解釈はどのよう解釈ですか。

議長（中西 康雄君）

企画課長。

企画課長（東 久生君）

直江議員のおっしゃること、多分そうだろうと、多分といふことを使うのはですね、さっきも申しましたように、担当者のほうの説明会に行っていないと、まだやられてないといふような中で、さきほど言われたようなことも含めてですね、拒否された場合どうするのか、どのような話をするのか、そこら辺は詰めてですね、町民の皆さんがご不快にならないような調査の仕方といふことを、探していきたいなといふように思っておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

議長（中西 康雄君）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

以上でもって質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(中西 康雄君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第56号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第56号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長(中西 康雄君)

挙手全員です。

したがって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

議長(中西 康雄君)

しばらく休憩をいたします。

再開は2時30分といたします。

(午後 2時 15分)

議長(中西 康雄君)

定刻となりましたので、休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

(午後 2時 30分)

議案第 57 号の質疑～採決

議長(中西 康雄君)

日程第 11 議案第 57 号「平成 20 年大台町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)」の質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

堀江議員。

3 番(堀江 洋子君)

これまでも国保の資格証明書や短期証の発行については質問もしてきたんですけども、子どもが資格証明書の発行によって、無保険の状態が生れているということで、これは国会でも日本共産党の小池明議員も質問もしてということで、今回国が調査を、厚生労働省が調査を行っているということで、平成 20 年の 6 月 1 日現在で、大台町は国保の世帯数が 1,765、滞納世帯数が 216、資格証明書の交付世帯数が 16、短期証の交付世帯数は 26 という、これは 6 月 1 日の状況ではありますが、この資格証明書を発行している世帯の中に、子どもが含まれているかということで、15 歳未満の子どもが大変多いということで、津市ではこの無保険に置かれている子どもが 173 人、それから四日市で 264 人、それから松阪市では 122 人ということで該当をしてきております。

町のほうにも資格証明書の発行に関する調査ということで、9 月 15 日現在において滞納世帯数実施状況とか、いろいろ項目を書くところがあって、乳幼児数、小学生数、中学生数というふうになっているんですけども、町においてはこの子どものいる世帯への資格証明書を発行しているのか、今回の

調査にはどのように答えられたのかをお伺いをいたしたいと思います。子どものいる世帯へは発行すべきではないというふうに私は考えますが、調査はどのように返事をされたのかをお伺いいたします。

議長（中西 康雄君）

住民課長。

住民課長（尾田 秀樹君）

ただいまの堀江議員から資格証明書の発行についてのご質問でございますけれども、当町における8月現在の世帯数は1,777で、保険者数は3,186名でございます。その中で今回、今言われました9月15日現在の調査表でございますけれども、9月30日が期限というようなことになっておりますけれども、その中で10月1日で保険証の切り替えということで、現在保険証は発行したところでございます。

児童、生徒以下における15歳未満の方における資格証明書の発行は、今年については当町ではございません。ちなみに資格証明書の発行数は18件を予定をしております。また短期証におきましても25件を予定をしております。その他滞納等の状況等ということで、保険証についてはその滞納整理と言いますか、聞き取り等をしながら短期証の発行も行うということで計画をしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（中西 康雄君）

ほかに、堀江議員。

3番（堀江 洋子君）

子どもが無保険状態にはなっていないという、今年はですね、ということだと思っんですが、それ以降はやはりあったと、子どもが小学生なり中学生なりがそういう状況に置かれていたということなんですか。件数とかもわかっていたらお示しいただきたいと思います。

議長（中西 康雄君）

住民課長。

住民課長（尾田 秀樹君）

現在の保険証につきましては、各個人1枚という発行になってございます。以前につきましては世帯についての発行ということで、その世帯の中で子どもお持ちの方は、その子どもも含めて資格証ということで発行してございましたけれども、今現在におきましては、そのお子さんをお持ちのご家庭で、その資格証明書を発行する対象者になっていないということでございます。

議長（中西 康雄君）

堀江議員。

3番（堀江 洋子君）

対象者になっていないから、その無保険状態にはなっていないという状況ではありますけれども、その全国的に無保険ということで、滞納者からその保険がないということで、喘息を持っている子どもも病院へかかれずという事例がたくさんあったということで、現在は町はそういう状況はないということですが、やはり子どもが病気になってお医者さんにかかれなくなるということは、あまりにもひどいということで、今回の調査になってきたと思うんですが、今後もですね、そういう子ど

もに対しての無保険ということは、私は今後もすべきではないと、医療をきちんと受けられるような対応を町は取っていかないといけないと思うんです。改めて姿勢をお伺いいたします。

議長（中西 康雄君）

住民課長。

住民課長（尾田 秀樹君）

子どもに対する無保険状態はなくせというようなご質問かと思えますけれども、これまで子どもそうですけれども、老人におきましても70歳以上の方には保険を発行せよというようなことで、発行をしてございましたけれども、現在はその未納者に対しては保険証1年分発行でなく、短期証なり資格証の発行も余儀なくされておるということでございますが、そのお子さんにつきましても、発行すること自体は避けていきたいというふうには思いますが、やはり一応保険の制度ということを保険者の皆さまにご理解をいただきながら、今後は進めていきたいと思えます。

議長（中西 康雄君）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(中西 康雄君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 57 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第 57 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(多数挙手)

議長(中西 康雄君)

挙手多数です。

したがって、議案第 57 号は、原案のとおり可決されました。

議案第 58 号の質疑～採決

議長(中西 康雄君)

日程第 12 議案第 58 号「平成 20 年度大台町簡易水道事業特別会計補正予算(第 2 号)」の質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長（中西 康雄君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 58 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第 58 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（全員挙手）

議長（中西 康雄君）

挙手全員です。

したがって、議案第 58 号は、原案のとおり可決されました。

議案第 59 号の質疑～採決

議長（中西 康雄君）

日程第 13 議案第 59 号「平成 20 年度大台町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）」
の質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 59 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第 59 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（全員挙手）

議長（中西 康雄君）

挙手全員です。

したがって、議案第 59 号は、原案のとおり可決されました。

議案第 60 号の質疑～採決

議長（中西 康雄君）

日程第 14 議案第 60 号「平成 20 年度大台町老人保健事業特別会計補正予算（第 1 号）」の質疑、
討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 60 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第 60 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(多数挙手)

議長 (中西 康雄君)

挙手多数です。

したがって、議案第 60 号は、原案のとおり可決されました。

議案第 61 号の質疑～採決

議長 (中西 康雄君)

日程第 15 議案第 61 号「平成 20 年度大台町介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号) 」の質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「 な し 」 と呼ぶ声あり)

議長 (中西 康雄君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(中西 康雄君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 61 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第 61 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(多数挙手)

議長(中西 康雄君)

挙手多数です。

したがって、議案第 61 号は、原案のとおり可決されました。

議案第 62 号の質疑～採決

議長(中西 康雄君)

日程第 16 議案第 62 号「平成 20 年度大台町生活排水処理事業特別会計補正予算(第 2 号)」の質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(中西 康雄君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(中西 康雄君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 62 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第 62 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長(中西 康雄君)

挙手全員です。

したがって、議案第 62 号は、原案のとおり可決されました。

請願第1号の質疑～採決

議長（中西 康雄君）

日程第17 請願第1号「義務教育費国庫負担制度の存続と、負担率2分の1への復元」を求める請願書の質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから請願第1号の採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

請願第1号を、採択することに賛成の方は、挙手願います。

（全員挙手）

議長（中西 康雄君）

挙手全員です。

したがって、請願第1号は、採択することに決定しました。

請願第2号の質疑～採決

議長（中西 康雄君）

日程第18 請願第2号「30人学級を柱にした義務教育諸学校および高等学校次期定数改善計画の策定、教育予算拡充」を求める請願書の質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから請願第 2 号の採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

請願第 2 号を、採択することに賛成の方は、挙手願います。

（全員挙手）

議長（中西 康雄君）

挙手全員です。

したがって、請願第 2 号は、採択することに決定しました。

請願第 3 号の質疑～採決

議長（中西 康雄君）

日程第 19 請願第 3 号「『学校安全法』（仮称）の制定をはじめとする総合的な学校の安全対策」を求める請願書の質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから請願第3号の採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

請願第3号を、採択することに賛成の方は、挙手願います。

（全員挙手）

議長（中西 康雄君）

挙手全員です。

したがって、請願第3号は、採択することに決定しました。

請願第4号の質疑～採決

議長（中西 康雄君）

日程第 20 請願第 4 号 紀勢国道事務所・出張所存続と地方分権改革推進本部の第 2 次勧告に向けて地方分権改革推進委員会等における慎重な審議を求める請願書の質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(中西 康雄君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(中西 康雄君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから請願第 4 号の採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

請願第 4 号を、採択することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長(中西 康雄君)

挙手全員です。

したがって、請願第 4 号は、採択することに決定しました。

議長（中西 康雄君）

ここで暫時休憩します。

（午後 2時 44分）

（休憩中に追加議案書の配布）

議長（中西 康雄君）

休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

（午後 2時 47分）

日程の追加について

議長（中西 康雄君）

お諮りします。

ただいまお手元に配布しました議案書のとおり、大台町長から議案第 63 号が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第 1 として、直ちに議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 63 号を日程に追加し、追加日程第 1 として、直ちに議題とすることに決定しました。

議案第 63 号の上程～採決

議長（中西 康雄君）

追加日程第 1 議案第 63 号「大台中学校スクールバス売買契約の締結について」を議題とします。

本案について事務局長に朗読をさせます。

事務局長。

議会事務局長（中田 久壽陽君）朗読

議長（中西 康雄君）

本案について、提案理由の説明を求めます。

教育課長。

教育課長（上野 拓治君）

議案第 63 号 大台中学校スクールバス売買契約の締結についての提案理由の説明を申し上げます。

去る 9 月 12 日、2 社による指名競争入札を実施させていただきました結果、スクールバス納入業者が決定いたしましたので、売買契約を締結いたしたく、議会の議決をお願いするものでございます。

今回のスクールバスは、三重日野自動車株式会社のエアロミデ S という中型バスで、仕様は運転席、補助席を含めて 46 人乗りとなっております。またエアコンの装備と生徒の乗り降りは運転手が確認し

やすい、助手席側のドアとなっております。ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（中西 康雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

直江議員。

6番（直江 修市君）

ただいま提案理由の説明で、入札に参加したのは2社というふうに聞こえたんですけども、間違いありませんか。

議長（中西 康雄君）

教育課長。

教育課長（上野 拓治君）

2社でございます。

議長（中西 康雄君）

直江議員。

6番（直江 修市君）

車の購入ということでありまして、その際には、今までスクールバスが運行されておって、運転手さんにおいては運転のしやすい車というようなことでは、それぞれユーザーはトヨタがいいとか、ニッサンがいいとか、三菱ふそうがいいとか、それぞれあると思うんです。

特にスクールバスにつきましても、やはり運転のしやすい車というようなことで、ニッサンもあれば日野もあり、あと知りませんがともあると思うんですけれども、当然運転サイドでもですね、やっぱりこのメーカーのがいいんだというものはあると思うんですけれども、ここでの競争というのは日野自動車を購入するということで、日野自動車を扱っておる会社が2社入札に参加して競争したんかですね、いわゆる日野と他のメーカーの扱っておる会社が入って競争したんかということ問いたいと思うんですけれども、こういう今申しましたように、この車のほうが乗りやすいんだというものがあるわけなんで、同じメーカーのであればよろしいですけれども、違うメーカー同士でこう競争させるということになってくると、どうかなという問題が私は出てくると思うんですね。そこら一問一答で崩していけるといいけどもこれできんので、一応、今までの質問について答弁願いたいと思います。

それから、事前にいろいろ聞くわけにいかんだんで聞きますけれども、当然予定価格があったと思うんですね。それで大台町では最低制限価格を設けたんですけれども、これはかなり前よか見直されたということではありますが、こういう物品の購入につきましてはどういうふうな設定をされたんかですね、伺いたいと思います。そやで予定価格とこれ落札価格で落札率についても説明を求めたい。

議長（中西 康雄君）

教育課長。

教育課長（上野 拓治君）

2社の指名入札でございますけれども、一応、三重日野自動車株式会社津支店と、三菱ふそうトラッ

クバス株式会社、東海ふそう松阪支店、この2社で行いました。大型となってきますと、あと三重い
ず自動車株式会社があるわけなんですけども、過去の運転実績とか、そういうことを含めまして運
転手の意見も聞きながら、この2社の車種で入札をさせていただきました。

議長（中西 康雄君）

総務課長。

総務課長兼財政調整課長（高西 立八君）

この最低制限価格については、今回は決めてなかったと考えております。

予定価格について今ちょっと資料持ってませんので、すみません。予定価格につきましては教育課
長のほうでお答えします。

議長（中西 康雄君）

教育課長。

教育課長（上野 拓治君）

予定価格としまして消費税込みで1,644万8,250円でございます。それに落札価格が1,293万6,000
円ございました。落札比率としましては78.6%でございます。

議長（中西 康雄君）

ほかに、直江議員。

6番（直江 修市君）

前段聞きましたように、車ですんでどこのメーカーがいいというのは、皆それぞれあると思うんですね。全くお構いなしに僕みたいにただ安ければいいという、ユーザーもおると思いますけれども、いろいろ注文を自身持っておる人も多々あると思う。うちのほうでも宮川のほうでも確かあったと思うんですけども、はっきり言うて日野が乗りやすいとかですね、三菱が乗りやすいとかいうものは、これははっきりしておると思うですね、車ですんで。

ですので、私はこれがいわゆる車種の違うもの同士が応札して、落とすということだけでいいのかなというのが、ちょっと疑問としてあるんです。それで今も言われましたように、三菱はちょっと、いすずはちょっとという運転手さんの意向があったというふうに答えられておるんですから、当然、やっぱり日野のほうが乗りやすいとか三菱が乗りやすいということになってくると思うんですけども、そのところをですねもっと斟酌して、一応見積価格を出さずにしたって、これ今随意契約いっぱいやってますやんか、条件に合うたらそのほうがいいと、町が有利な場合は随意契約のほうがいいというようなこともですね、採用されておるわけですから、そこらは十分検討されて、車種の違う2社に応札させたんか、なぜいすずは逆に言うたら入れなかったんか、そこらが問われると思いますんで、その点の答弁を求めます。

議長（中西 康雄君）

教育課長。

教育課長（上野 拓治君）

スクールバスにしましても改装車、受注生産的な感じになってくると思うんですけども、町内にも自動車を扱う業者はあると思いますけども、これは2社に三菱ふそう、日野自動車、これにつきま

してはもうディーラーと言いますか、もうそこで見積を徴集したほうが、考えても安いというような感じで、その2社ということで選定をさせていただきました。

その三重いすずの場合は、運転士の話ですけども、一応トラック系統の車種ですので、運転はしにくいということは聞いておりましたので、それは考慮いたしました。

議長（中西 康雄君）

ほかにありませんか。

小野議員。

5番（小野 恵司君）

1点お伺いします。新車を買うということなんですけども、今大きいトラックとか営業のバスなんかでも、そのリースの貸し出しというのがあるんですけども、そういうリース契約で結ぶというお考えはなかったのか、またできなかったかどうか、一応お伺いしたいと思います。

議長（中西 康雄君）

教育課長。

教育課長（上野 拓治君）

このスクールバスについては、子どもの遠距離通学ということで、一応補助金がございます。304万円が頭打ちやったかなと思いますけども、そういう補助金の関係で購入のあれを取らせていただきました。

議長（中西 康雄君）

ほかに、濱井議員。

14 番（濱井 初男君）

直江議員の質問に重複するわけでございますけども、本町でのこういったバス等の購入にあたってですね、手順を今一度お教えいただきたいと思うんですが、通常私が考えますと、実際その使っておる方たちの意見を当然聞くわけでございますけども、いろんな意味で仕様書を作成して、そしていろんなメーカーのものの性能比較等もカタログとか問い合わせ等で調査しながら、やっていくのではないかなと思うんですけども、そういったやり方をしておらないのか、このバスについて結構でございますので、お伺いしたいと思います。

それから、全く新たに購入するものでございましたでしょうか。もし今現在あるものでやりましたら、交換差金というような問題も出てくるんですけども、そういったことも、当然考えられていると思うんですけども、その点お伺いしたいと思います。

議長（中西 康雄君）

教育課長。

教育課長（上野 拓治君）

まず、この車の購入手続きといいますが、各課でですね、備品購入の伺い書、それを取るわけなんですけども、その中でそういう三菱、日野の仕様についても一応こちらで検討させていただいて、それを決裁いただいて、総務課のほうで入札をいただくということでございます。

ちょっと値引きのほうは調べてないんで、申し訳ないんですけど。

議長（中西 康雄君）

どうですか、下取り価格についての。

議長（中西 康雄君）

暫時休憩します。

（午後 3時 58分）

議長（中西 康雄君）

休憩前に引き続き会議を行います。

（午後 3時 02分）

議長（中西 康雄君）

しばらく休憩します。

再開は3時10分といたします。

（午後 3時 02分）

議長（中西 康雄君）

定刻となりましたので、休憩前に引き続き質疑を再開をいたします。

（午後 3時 10分）

議長（中西 康雄君）

教育課長。

教育課長（上野 拓治君）

大変失礼しました。濱井議員さんの下取りの件ですけども、一応この大台中学校のスクールバスは開校時、平成6年のバスでございましてエアコンも付いてないと、15年経過しております。当然、査定もゼロやということで、当初ちょっと処分費をですね、予算要求もしたんですけども、その固まっ
てから補正なりで対応ということで、ただその納期がですね、平成21年の1月30日までと、現在載
っておるわけなんですけども、またこの落札しました日野自動車と話し合いさせてもうて、処分費が
要るんか、それとも何らかの形で値引きというんか、してくれるんかという交渉はまたしたいと思
いますので、よろしくをお願いします。

議長（中西 康雄君）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

以上で質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(中西 康雄君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 63 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第 63 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長(中西 康雄君)

挙手全員です。

したがって、議案第 63 号は、原案のとおり可決されました。

議長(中西 康雄君)

ここで暫時休憩します。

(午後 3 時 11 分)

(休憩中に追加議案書の配布)

議長(中西 康雄君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3 時 15 分)

日程の追加について

議長（中西 康雄君）

お諮りします。

ただいまお手元に配布しました議案書のとおり、上岡國彦議員から発議第 6 号から発議第 8 号が、小野恵司議員から発議第 9 号が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第 1 から追加日程第 4 として、直ちに議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第 6 号から発議第 9 号を日程に追加し、追加日程第 1 から追加日程第 4 として、直ちに議題とすることに決定しました。

発議第 6 号の上程～採決

議長（中西 康雄君）

追加日程第 1 発議第 6 号「義務教育費国庫負担制度の存続と、負担率 2 分の 1 への復元」を求め

る意見書（案）を議題といたします。

本案について、事務局長に朗読をさせます。

事務局長。

議会事務局長（中田 久壽陽君）朗読

議長（中西 康雄君）

発議第6号は、会議規則第39条第2項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第6号は、趣旨説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第 6 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

発議第 6 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（全員挙手）

議長（中西 康雄君）

挙手全員です。

したがって、発議第 6 号は、原案のとおり可決されました。

発議第 7 号の上程～採決

議長（中西 康雄君）

追加日程第 2 発議第 7 号「30 人学級を柱にした義務教育諸学校および高等学校次期定数改善計画の策定、教育予算拡充」を求める意見書（案）を議題とします。

本案について、事務局長に朗読をさせます。

事務局長。

議会事務局長（中田 久壽陽君）朗読

議長（中西 康雄君）

発議第7号は、会議規則第39条第2項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第7号は、趣旨説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第7号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

発議第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長(中西 康雄君)

挙手全員です。

したがって、発議第7号は、原案のとおり可決されました。

発議第8号の上程～採決

議長(中西 康雄君)

追加日程第3 発議第8号「『学校安全法』(仮称)の制定をはじめとする総合的な学校の安全対策」を求める意見書(案)を議題とします。

本案について、事務局長に朗読をさせます。

事務局長。

議会事務局長(中田 久壽陽君)朗読

議長(中西 康雄君)

発議第8号は、会議規則第39条第2項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

議長（中西 康雄君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第 8 号は、趣旨説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第 8 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

発議第 8 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（全員挙手）

議長（中西 康雄君）

挙手全員です。

したがって、発議第 8 号は、原案のとおり可決されました。

発議第 9 号の上程～採決

議長（中西 康雄君）

追加日程第 4 発議第 9 号「紀勢国道事務所・出張所存続と地方分権改革推進本部の第 2 次勧告に向けて地方分権改革推進委員会等における慎重な審議を求める意見書（案）」を議題とします。

本案について、事務局長に朗読をさせます。

事務局長。

議会事務局長（中田 久壽陽君）朗読

議長（中西 康雄君）

発議第 9 号は、会議規則第 39 条第 2 項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第 9 号は、趣旨説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

直江議員。

6 番（直江 修市君）

案のですね、記の前の 3 行、こうした教訓を鑑みと、これはもう教訓にということなんで、それを認められるんなら、軽微な誤りですんで、そちらで求めて、訂正求めて了解得るようにしてもらえたらどうですか。

議長（中西 康雄君）

暫時休憩します。

（午後 3 時 30 分）

議長（中西 康雄君）

休憩前に引き続き、会議を再開をいたします。

（午後 3 時 31 分）

議長（中西 康雄君）

ただいま直江議員より修正の発言がございましたので、よく理解できるような内容に修正をさせていただきますと思いますが、これにご異議はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

そのようにさせていただきます。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第9号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

発議第9号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（全員挙手）

議長（中西 康雄君）

挙手全員です。

したがって、発議第9号は、原案のとおり可決されました。

閉会の宣言

議長（中西 康雄君）

これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成 20 年第 3 回大台町議会定例会を閉会いたします。

皆さん、お疲れさんでございました。

（午後 3 時 33 分）